

年次	月次	摘 要
(1881) 明治 一八 一五 四	十二 八 六 五	東京横濱間鐵道停車場乃ち新橋、品川、大森、川崎、鶴見、神奈川、横濱の七驛に於て公私一般通信開始す 獻金に依る電信置局の制を設く 鳥嶼配達の法を創む 電信條例を改正し全國均一料金法とし電信切手十種を發行す、又私設電話を取締る 私設電線規約を定む 電信機設置法を定む 電信爲替及小爲替(一枚金額三圓迄)の制を設く 諸官廳にある電信分局を電信取扱所と改稱す 電信建築官官制を定む 電信分局を單に電信局に改む 電信線路試験規程及電信線路試験法を規定す 電信料及手数料は郵便切手を以て納付せしめ電信切手を廢す 三等電信局經費給與規則を規定す 電線建築法及電機裝置法を定む
(1890)	二二 三	鐵道所屬電信電話線公衆の通信取扱規則を制定し遞信大臣に於て必要と認むる停車場を公衆電信取扱所と爲すことを得せしむ 金澤、金石間に於て始めて電話機に依る公衆電報の送受を取扱ふ 電信電話線私設條規(七條文)を制定し出願の手續工事起竣工の報告、公私兩線の關係等を規定す 東京大阪間二番線に自動電信機を使用す 電信線電話線建設條令(八條文)を制定し電信電話の建設に付き民有土地營造物供用等の場合損害賠償及補償評定等を規定す 電報局渡規則を發布す 電報配達人に電報依託の制を設け又至急私報を晝夜取扱ふ 二重電信機を横濱神戸間に用ひ次て長崎横濱間に用ゆ 軍用電信法を發布す 至急電報に依る電信爲替の制を設く 電信電話等に關する犯罪事件處理手續(八條文)を定む
(1910)	四三 四 四 五 元	る金錢の寄附を認め五月一日より施行す 東京に於て始めて電報の氣送を開始す 同報電信規則同取扱規程を發布す 東京横濱間に印刷電信機通信開始す 長崎臺灣間海底電信線竣工す 氣送電報取扱規程を發布す 電信爲替に拂渡局留置の制を設く 停車場揭示電報の制を設く 陸軍々用電報取扱規約を定む 電信法中改正を行ひ配達又は交付し得ざる電報の處理方無料報の取扱範圍擴張及罰則に付加重又は追加を爲し八月より施行す 間送電報の取扱を開始す 帝國占領南洋各地に發著する電報の取扱方法を夫々日支電報規則及外國電報に關する規定に依ることとす 東京、京城間に直通電信回線を施設す 全國電信局課長及試験技術官會議を始めて本省に開催す 東京及大阪兩中央電信局に監査課を設置す 各種電報の基本料金を改正し八月より實施のこととす
(1920)	九 七 六 同 六 十二	電信法を公布し電信條令を廢止す 官廳用電信電話に關する件を定む 電報規則、私設電信規則を制定し電信電話線私設條規を廢止す 私設電信に依る公衆通信取扱規則(八條文)を制定し十月一日より施行す 官廳用電信電話規程(七條文)を定め十月一日より施行す 官廳用竝に私設電信電話監督事務規定(八條文)を定む 東京大阪間に始めて四重機通信を開始す 電報取扱時間を定め時間外電報取扱規則同取扱手續を發布す 新聞電報規則を發布す 電信規則を定む 新聞電報料金豫納及後納規則を發布す 船舶通過規程を發布す 電信電話に關する滯納料金徵收規則 四條文)を制定(三月一日施行)し滯納料金徵收規程を廢止す 氣象通知電報規則同取扱規程を制定す 電信電話施設の費用に充つる目的を以てす

年次	月次	摘 要
(1900)	三三 三 八 九 同 同 三 四 一 十二 三 六 一 二 三 九 二 四 〇 二 四 二	電信法を公布し電信條令を廢止す 官廳用電信電話に關する件を定む 電報規則、私設電信規則を制定し電信電話線私設條規を廢止す 私設電信に依る公衆通信取扱規則(八條文)を制定し十月一日より施行す 官廳用電信電話規程(七條文)を定め十月一日より施行す 官廳用竝に私設電信電話監督事務規定(八條文)を定む 東京大阪間に始めて四重機通信を開始す 電報取扱時間を定め時間外電報取扱規則同取扱手續を發布す 新聞電報規則を發布す 電信規則を定む 新聞電報料金豫納及後納規則を發布す 船舶通過規程を發布す 電信電話に關する滯納料金徵收規則 四條文)を制定(三月一日施行)し滯納料金徵收規程を廢止す 氣象通知電報規則同取扱規程を制定す 電信電話施設の費用に充つる目的を以てす
(1910)	四三 四 四 五 元	る金錢の寄附を認め五月一日より施行す 東京に於て始めて電報の氣送を開始す 同報電信規則同取扱規程を發布す 東京横濱間に印刷電信機通信開始す 長崎臺灣間海底電信線竣工す 氣送電報取扱規程を發布す 電信爲替に拂渡局留置の制を設く 停車場揭示電報の制を設く 陸軍々用電報取扱規約を定む 電信法中改正を行ひ配達又は交付し得ざる電報の處理方無料報の取扱範圍擴張及罰則に付加重又は追加を爲し八月より施行す 間送電報の取扱を開始す 帝國占領南洋各地に發著する電報の取扱方法を夫々日支電報規則及外國電報に關する規定に依ることとす 東京、京城間に直通電信回線を施設す 全國電信局課長及試験技術官會議を始めて本省に開催す 東京及大阪兩中央電信局に監査課を設置す 各種電報の基本料金を改正し八月より實施のこととす
(1920)	九 七 六 同 六 十二	電信法を公布し電信條令を廢止す 官廳用電信電話に關する件を定む 電報規則、私設電信規則を制定し電信電話線私設條規を廢止す 私設電信に依る公衆通信取扱規則(八條文)を制定し十月一日より施行す 官廳用電信電話規程(七條文)を定め十月一日より施行す 官廳用竝に私設電信電話監督事務規定(八條文)を定む 東京大阪間に始めて四重機通信を開始す 電報取扱時間を定め時間外電報取扱規則同取扱手續を發布す 新聞電報規則を發布す 電信規則を定む 新聞電報料金豫納及後納規則を發布す 船舶通過規程を發布す 電信電話に關する滯納料金徵收規則 四條文)を制定(三月一日施行)し滯納料金徵收規程を廢止す 氣象通知電報規則同取扱規程を制定す 電信電話施設の費用に充つる目的を以てす

年次	月次	摘 要
大正一〇	八	請願による電信施設の爲要する創設費は請願者に於て負擔し之を國庫に納付せしむることゝす
大正一〇	十一	火災其の他の通報を爲す公衆用信號施設に關する規程を制定す
大正一〇	十二	電信事業公債法案議會を通過す
大正一一	三	電信監督機に依る監査規程を設く
大正一一	四	電信現業員檢定規程を制定す
大正一一	九	陸軍動員令電報取扱規程、海軍充員令電報取扱規程を制定す
大正一一	十	海軍電報取扱規程を定む
大正一二	一	海底電信線敷設船南洋丸進水す
大正一二	二	間送電報の取扱を廢止す
大正一二	四	配達日時指定同文電報の制度を設く
大正一二	六	電信の音響機受信に始めて「ダイブライタ」を使用す
大正一二	八	新聞電報認可規則を制定す
大正一二	同	電報規則を全般的に改正し十一月より施行のことゝす
大正一二	九	電報取扱規程全文改正十一月より施行のことゝし新聞電報取扱規程、略號及配達先登
昭和二	五	記竝電報局渡證票交付規程、氣送電報取扱規程、外國電報帝國電信系内分送取扱規程、郵便に依る電報料金追徴及還付手續を廢止す
昭和二	十	主要局に於て和文印刷電信機に依る通信を開始することゝなり印刷電信電報取扱手續を定む
昭和二	十一	電報料金の切手別納制度を定む
昭和二	十二	同文電報に對する通數制度を撤廢す
昭和二	同	新聞社、通信社に對し寫眞電信専用を許可に付専用寫眞電信に關する省令を制定公布す
昭和二	同	大阪中央電信局に電信自動交換機を裝置す
昭和二	同	電信通信監査規程を制定し電信監督機に依る監査規程を廢止す
昭和二	同	電報の閱覽正寫の請求は發信人又は受信人が發信著信電報の執に對しても爲し得ることゝす
昭和二	同	託送電報料金の納付を確保する爲必要に應じ保證金を納付せしむることゝす
昭和二	同	鳥嶼宛別使配達料及船船配達料の實費額を

年次	月次	摘 要
(1930)	五	發信人に於て納付し得ることゝす
(1930)	六	寫眞電報規則及寫眞電報取扱手續を制定す
(1930)	七	著信電報の電線託送料及局渡料を無料とす
(1930)	八	東京、大阪兩中央電信局に於て國産NE式寫眞電信機に依り一般公衆の爲に寫眞電報の取扱を開始す
(1930)	九	寫眞電報丙號の取扱を開始す
(1930)	十	發信人は別使配達料又は船船配達料の受信人拂に依る取扱方を請求することを得るの制度を設く
(1930)	十一	歐文新聞電報の取扱を開始す
(1930)	十二	官廳宛返信料前納電報の返信料は官報の料金を納付せしむることゝす
(1930)	同	役場専用電話に依る電線託送を廢止す
(1930)	同	電氣事業法の實施に伴ひ私設電信規則官廳用電信電話規程中電信電話の工事方法を改正す
(1930)	一	電話送達電報の制度を設く
(1930)	二	寫眞電報丁號を設け取扱を開始すると共に印畫紙直接受信を實施す
(1930)	三	船舶氣象觀測報告規則を制定公布す
(1930)	同	私設電信を軍事上必要なる通信に供用する場合の省令を制定公布す
(1930)	四	年賀電報規則を定め年賀電報の取扱を開始す
(1930)	五	選信省施設電柱に對する廣告掲載の出願は凡て不許可のことに決定す
(1930)	六	電話所に電信事務をも取扱はしむることゝし其の名稱を電信電話取扱所と改正し十二月一日より施行す
(1930)	七	二・二六事件勃發し戒嚴令布かれ二十九日午前五時三十分より午後零時迄東京發著電報の取扱を停止さる
(1930)	八	内國和文公衆報の送達紙には凡て「殿」の敬稱を附すことゝす
(1930)	九	一日より十日間全國陸上電信局に於て我邦最初の内國發信私報職業別利用狀況下調査を施行す
(1930)	十	選信省主催の下に電波統制打合せ會を開催軍部及外地より關係官出席す
(1930)	十一	對外地通信連絡會議を開催す
(1930)	十二	電報規則及電報取扱規程中改正す
(1930)	同	慶弔電報規則制定實施す
(1930)	同	東京大阪、大阪下關及大阪福岡間搬送電信路完成す
(1930)	同	電報賴信専用電話に依る電報賴信を試行す

年次	月次	摘	要
昭和 一三	三	九	三
		電話託送制度改正に伴ふ電報規則及電報取扱規程中改正す 官廳及地方自治體に對し料金の後納取扱を認むることとし電報規則及電報取扱規程中改正す	
		一四	一
		七	一
			電報に關する特殊料金の改定並にカイロ會議に伴ふ電信規則改正に關聯し電報規則及電報取扱規程中改正す 陸軍軍用電報取扱規約を改正す

三、電 話

年次	月次	摘	要
(1876) 明治 九	三	一〇	五
		「アレキサンダー・グラハム・ベル」氏電話の發明に大成す同時に米人「エリシャ・グレイ」氏も亦發明す 「ポストン」に於て世界最初の電話交換開始せらる	
		十一	同
		電話機本邦に初めて輸入せらる 工部省電信局と横濱電信分局との間に於て通話の實驗を爲す	
		十二	同
		宮内省と工部省との間に於て電話回線を新設す之れ我國に於ける電話實用の最初とす 米國人「コンノリー・マックタイ」兩氏一種の自動交換機を發明す	
(1879)	二	一六	九
		工部卿太政大臣に對し電話交換新設の申請書を提出す、是れ電話事業に關する發程第一の閣議請求書とす	
		十一	九
		東京葵町電信局に「ジャック・ナイフ・スキッチ」型電話交換機を裝置試驗す	
		十二	十二
		電話設置の議に付太政官より「何之趣民設之積を以て方按取調更に可申出事」と指令	
		一七	一
		せられ官營の途一絶す工部省亦官營を希望と雖必ずしも私營を排せず 葵町電信分局に於て始めて電話交換の實驗を爲す	
		一八	五
		工部省漸く私營の不可を知り官營の議を太政官に呈したれども「自今難及詮議」旨指令せらる	
		一八	五
		電信條令（七四條文）を公布（七月一日施行）し私設電話を取締る	
		官廳、鐵道等に於て電話機の私設漸く盛なり	
		巾着型電話機を作製す	
		工部省三度書を太政官に提出し官營論を主張す之に對し太政官より「何之趣即今難及詮議」と指令せらる	
		始めて遞信省設立せられ電話のことは遞信省の管掌する所となる	
		電話官營の廟議一決す	
		電話通信手續（五條文）を制定（翌年一月	

年次	月次	摘要
明治二二	一	一日施行)し東京電信局熱海電信局間の電話通信の開始に適用す 「ガワベル」電話機を製作し標準電話機とす 東京熱海間に一般公衆通話を開始す 電話取扱心得(十四條文)を定め東京熱海間の通話に適用す 東京熱海間の公衆通話取扱を廢止す 米國人「エー・ビー・ストローヂャー」氏が現在の「ストローヂャー」式の基礎を爲す自動交換方式を發明す 電話交換規則(十八條文)を制定し電話通信の手續順序、電話機使用料金及其の方法等を明にし電話交換加入の申込を爲さしむ 東京市に於ける電話加入者の使用料(年額五十圓)五月に四十圓に改定)及電話通信者の電話料(市内一通信五錢)を定む 日本橋電信支局内に東京電話交換事務所を置き電話交換加入申込を掌理す 東京横濱間の電話料(一通信時十五錢)を定む
(1890) 二三	四	電話交換規則中改正し加入者の電話料は郵便切手を以て納付するの制なりしを通貨を以てせしむることに規定す 電話交換規則中改正し料金滞納加入者に對し通話停止若は加入除名の處分を規定す 電話交換手採用規程(十條文)を定む 東京龍の口交換局に於て始めて直列複式交換機を試用す 電話交換手の服務時間を八時間とし夜間若は晝夜に亘るものは當該局長適宜之を規定することとし且つ其の業務の繁閑を計り電
二五	十二	電話交換規則中改正し加入者の電話に依り送受する電報は和文電報に限ることとし又別に電鈴を設置するときは徴收すべき料金額(一箇毎に年額八十錢)を規定す 東京及横濱兩市に單線式單式交換機を使用し電話交換業務を開始す當時の加入者數は東京一七九名横濱四五名とす 東京に十五箇所横濱に一箇所電話所を置き通話事務を開始す 電話交換加入者心得を定む 電話交換規則中改正し加入者の電話料は郵便切手を以て納付するの制なりしを通貨を以てせしむることに規定す 電話交換規則中改正し料金滞納加入者に對し通話停止若は加入除名の處分を規定す 電話交換手採用規程(十條文)を定む 東京龍の口交換局に於て始めて直列複式交換機を試用す 電話交換手の服務時間を八時間とし夜間若は晝夜に亘るものは當該局長適宜之を規定することとし且つ其の業務の繁閑を計り電
二四	一	電話交換規則中改正し加入者の電話に依り送受する電報は和文電報に限ることとし又別に電鈴を設置するときは徴收すべき料金額(一箇毎に年額八十錢)を規定す 東京及横濱兩市に單線式單式交換機を使用し電話交換業務を開始す當時の加入者數は東京一七九名横濱四五名とす 東京に十五箇所横濱に一箇所電話所を置き通話事務を開始す 電話交換加入者心得を定む 電話交換規則中改正し加入者の電話料は郵便切手を以て納付するの制なりしを通貨を以てせしむることに規定す 電話交換規則中改正し料金滞納加入者に對し通話停止若は加入除名の處分を規定す 電話交換手採用規程(十條文)を定む 東京龍の口交換局に於て始めて直列複式交換機を試用す 電話交換手の服務時間を八時間とし夜間若は晝夜に亘るものは當該局長適宜之を規定することとし且つ其の業務の繁閑を計り電
二四	六	電話交換規則中改正し加入者の電話に依り送受する電報は和文電報に限ることとし又別に電鈴を設置するときは徴收すべき料金額(一箇毎に年額八十錢)を規定す 東京及横濱兩市に單線式單式交換機を使用し電話交換業務を開始す當時の加入者數は東京一七九名横濱四五名とす 東京に十五箇所横濱に一箇所電話所を置き通話事務を開始す 電話交換加入者心得を定む 電話交換規則中改正し加入者の電話料は郵便切手を以て納付するの制なりしを通貨を以てせしむることに規定す 電話交換規則中改正し料金滞納加入者に對し通話停止若は加入除名の處分を規定す 電話交換手採用規程(十條文)を定む 東京龍の口交換局に於て始めて直列複式交換機を試用す 電話交換手の服務時間を八時間とし夜間若は晝夜に亘るものは當該局長適宜之を規定することとし且つ其の業務の繁閑を計り電
二四	九	電話交換規則中改正し加入者の電話に依り送受する電報は和文電報に限ることとし又別に電鈴を設置するときは徴收すべき料金額(一箇毎に年額八十錢)を規定す 東京及横濱兩市に單線式單式交換機を使用し電話交換業務を開始す當時の加入者數は東京一七九名横濱四五名とす 東京に十五箇所横濱に一箇所電話所を置き通話事務を開始す 電話交換加入者心得を定む 電話交換規則中改正し加入者の電話料は郵便切手を以て納付するの制なりしを通貨を以てせしむることに規定す 電話交換規則中改正し料金滞納加入者に對し通話停止若は加入除名の處分を規定す 電話交換手採用規程(十條文)を定む 東京龍の口交換局に於て始めて直列複式交換機を試用す 電話交換手の服務時間を八時間とし夜間若は晝夜に亘るものは當該局長適宜之を規定することとし且つ其の業務の繁閑を計り電
二五	十二	電話交換規則中改正し加入者の電話に依り送受する電報は和文電報に限ることとし又別に電鈴を設置するときは徴收すべき料金額(一箇毎に年額八十錢)を規定す 東京及横濱兩市に單線式單式交換機を使用し電話交換業務を開始す當時の加入者數は東京一七九名横濱四五名とす 東京に十五箇所横濱に一箇所電話所を置き通話事務を開始す 電話交換加入者心得を定む 電話交換規則中改正し加入者の電話料は郵便切手を以て納付するの制なりしを通貨を以てせしむることに規定す 電話交換規則中改正し料金滞納加入者に對し通話停止若は加入除名の處分を規定す 電話交換手採用規程(十條文)を定む 東京龍の口交換局に於て始めて直列複式交換機を試用す 電話交換手の服務時間を八時間とし夜間若は晝夜に亘るものは當該局長適宜之を規定することとし且つ其の業務の繁閑を計り電

年次	月次	摘要
二六	三	電話交換手の一箇月五回以内の休暇を與ふる事を得ることとす 米國「インディアナ」州の「ラ・ボルト」局(容量五十回線)に世界最切の自動交換を開始す 大阪、神戸兩市に電話交換業務を開始す當時の加入者數大阪一四一名神戸七四名とす 大阪は單式交換機を神戸は「マン」式交換機を使用す 電話交換手規則(二十一條文)を制定(翌年一月一日施行)し電話交換手採用規程を廢止す 始めて架空「ケーブル」を採用す 事業公債條例に依り第一次電話擴張費は其の財源を公債に仰ぐこととし二十九年より三十五年度に至る七箇年繼續事業とし其の計畫案を第九議會に提出し協賛を経たるを以て二十九年より實施す 二十九年第一擴張に着手すると同時に從來使用の「ガワベル」電話機を廢し「デルビル」及「ソリッドバック」電話機を採用することとし前者は普通加入者用とし後者は長距離加入者用に定む
二九	三	電話市價昂騰し賣買漸く頻繁となる 和泉國堺市に電話所を開始す、大阪堺、京都堺、神戸堺間各電話通信料一通信時十五錢に定む 電話交換規則全文を改正し電話加入區域(普通、特別)及順序開通の制を設け加入登記料を徴收することとし、加入名義の變更を認め卓上電話機の使用を許し市外通話及非加入者の爲す通話は一通信時(五分間)を超えて通話し得ざることとし、從來電話加入期間は初期二箇年次期より一箇年なりしを初期一箇年次期より三箇月に短縮し、加入解約の通知は期間満了の日より三ヶ月前に爲すべき規定なりしを十五日前に改め家屋所有者の機械設置承諾書を提出せしむることに規定す 電話交換規則に依る電話加入登記料及電話使用料規則を制定す 電話交換局電話交換支局事務規程(二十三條文)を定め電話加入事務取扱手續を定む 電話所事務規程(九條文)を定め電話所に於ける通話取扱手續を定む 單線式電話線路を複線式に改む
二六	三	電話市價昂騰し賣買漸く頻繁となる 和泉國堺市に電話所を開始す、大阪堺、京都堺、神戸堺間各電話通信料一通信時十五錢に定む 電話交換規則全文を改正し電話加入區域(普通、特別)及順序開通の制を設け加入登記料を徴收することとし、加入名義の變更を認め卓上電話機の使用を許し市外通話及非加入者の爲す通話は一通信時(五分間)を超えて通話し得ざることとし、從來電話加入期間は初期二箇年次期より一箇年なりしを初期一箇年次期より三箇月に短縮し、加入解約の通知は期間満了の日より三ヶ月前に爲すべき規定なりしを十五日前に改め家屋所有者の機械設置承諾書を提出せしむることに規定す 電話交換規則に依る電話加入登記料及電話使用料規則を制定す 電話交換局電話交換支局事務規程(二十三條文)を定め電話加入事務取扱手續を定む 電話所事務規程(九條文)を定め電話所に於ける通話取扱手續を定む 單線式電話線路を複線式に改む
二九	三	電話市價昂騰し賣買漸く頻繁となる 和泉國堺市に電話所を開始す、大阪堺、京都堺、神戸堺間各電話通信料一通信時十五錢に定む 電話交換規則全文を改正し電話加入區域(普通、特別)及順序開通の制を設け加入登記料を徴收することとし、加入名義の變更を認め卓上電話機の使用を許し市外通話及非加入者の爲す通話は一通信時(五分間)を超えて通話し得ざることとし、從來電話加入期間は初期二箇年次期より一箇年なりしを初期一箇年次期より三箇月に短縮し、加入解約の通知は期間満了の日より三ヶ月前に爲すべき規定なりしを十五日前に改め家屋所有者の機械設置承諾書を提出せしむることに規定す 電話交換規則に依る電話加入登記料及電話使用料規則を制定す 電話交換局電話交換支局事務規程(二十三條文)を定め電話加入事務取扱手續を定む 電話所事務規程(九條文)を定め電話所に於ける通話取扱手續を定む 單線式電話線路を複線式に改む
二九	七	電話市價昂騰し賣買漸く頻繁となる 和泉國堺市に電話所を開始す、大阪堺、京都堺、神戸堺間各電話通信料一通信時十五錢に定む 電話交換規則全文を改正し電話加入區域(普通、特別)及順序開通の制を設け加入登記料を徴收することとし、加入名義の變更を認め卓上電話機の使用を許し市外通話及非加入者の爲す通話は一通信時(五分間)を超えて通話し得ざることとし、從來電話加入期間は初期二箇年次期より一箇年なりしを初期一箇年次期より三箇月に短縮し、加入解約の通知は期間満了の日より三ヶ月前に爲すべき規定なりしを十五日前に改め家屋所有者の機械設置承諾書を提出せしむることに規定す 電話交換規則に依る電話加入登記料及電話使用料規則を制定す 電話交換局電話交換支局事務規程(二十三條文)を定め電話加入事務取扱手續を定む 電話所事務規程(九條文)を定め電話所に於ける通話取扱手續を定む 單線式電話線路を複線式に改む

年次	月次	摘要
明治三十一	二	電話交換規則を改正(三月一日施行)し官廳のみならず公署及其他公益事業に對し優先開通を認め電話使用料等の納期を改め尙電話に關する料金は現金納付を原則とすることを改定す
三二	一	電話交換規則中改正し長距離通話の制を設け東京大阪間市外電話線開通と共に之を實施す東京大阪間通話料一圓六十錢とす
(1900) 三三	八	電話呼出規程(十四條文)を定め(九月十日より施行)電話呼出の途を開く
三四	五	電話所事務規程全文を改正し九月十一日より施行す
	同	電話所受負人規程(二十七條文)を定め受負制度に依り電話所の増設を圖る
	九	自動電話機に依る通話に關する規則を定む官廳の電話加入區域外加入を認む
	同	東京市新橋上野兩停車場に自動電話を設く
	同	東京電話交換局の夜勤男子交換手に代ふる
	三	に女子を充つ私設官廳用電話機を加入回線に接続し得ることと又加入電話機に受話器(筒形、時計形、戴頭)を増設し得ることに定め七月一日より施行す
	七	特設電話加入規則(二〇條文)を制定し加入區域外に在る電話所所在地及其の附近に在る者は通話に必要な一切の設備及維持費等を負擔し電話に加入し得るの途を開く
	同	特設電話加入取扱規程(十一條文)を定む
	三	京都局に試験的に共電式交換機を採用す本邦に於ける同電話交換機使用の嚆矢とす
	三	漸次に男子電話交換手を廢す
	三	電話交換手電話交換手伍長及電話交換手取締規則(四十條文)を制定(四月一日施行)
	四	し電話交換手規則、女子電話交換手取締規則を廢止す
	三	東京佐世保間(約一、五五〇軒)の長距離線路を設け之に依りて軍事上の需要に應じたるが本邦に於ける空前の長距離電話回線とす
	四	特設電話規則(二十五條文)を制定(五月一日)

年次	月次	摘要
三九	十二	鑛業特設電話規則(十四條文)を制定す
	六	電話規則(六十三條文)を制定(七月一日施行)し電話交換規則を廢止す、本規則に依り共同線加入及連接加入を認め、至急通話及特別長距離の制を設け、加入申込の名義變更を禁じ、電話線専用の途を拓き始めて土地種別を定め甲、乙、丙の三種とし一人にして二箇以上の加入申込を有する場合一箇以外の申込は順番を繰下げ市外通話料算定に始めて距離に依る等級を付す
	六	電話加入事務規程(三十八條文)を定め七月一日より施行し電話交換局電話交換支局事務規程中本規程に抵觸するもの及電話番號簿様式に關する件を廢止す
	七	日本銀行、横濱正金銀行の申請により東京横濱間に市外専用電話施設を許可す
	四	四十年より四十五年間に至る第二次電話擴張計畫案は第二十三議會の協賛を經本年より實施せらる
	四	四
	三	四一
	九	九
	八	八
	七	七
	同	同
	六	六
	同	同
	三	三
	同	同
	四	四
	同	同
	三	三
	九	九
	八	八
	七	七
	同	同
	六	六
	同	同
	三	三
	四	四
	同	同
	三	三
	九	九
	八	八
	七	七
	同	同
	六	六
	同	同
	三	三
	四	四
	同	同
	三	三
	九	九
	八	八
	七	七
	同	同
	六	六
	同	同
	三	三
	四	四
	同	同
	三	三
	九	九
	八	八
	七	七
	同	同
	六	六
	同	同
	三	三
	四	四
	同	同
	三	三
	九	九
	八	八
	七	七
	同	同
	六	六
	同	同
	三	三
	四	四
	同	同
	三	三
	九	九
	八	八
	七	七
	同	同
	六	六
	同	同
	三	三
	四	四
	同	同
	三	三
	九	九
	八	八
	七	七
	同	同
	六	六
	同	同
	三	三
	四	四
	同	同
	三	三
	九	九
	八	八
	七	七
	同	同
	六	六
	同	同
	三	三
	四	四
	同	同
	三	三
	九	九
	八	八
	七	七
	同	同
	六	六
	同	同
	三	三
	四	四
	同	同
	三	三
	九	九
	八	八
	七	七
	同	同
	六	六
	同	同
	三	三
	四	四
	同	同
	三	三
	九	九
	八	八
	七	七
	同	同
	六	六
	同	同
	三	三
	四	四
	同	同
	三	三
	九	九
	八	八
	七	七
	同	同
	六	六
	同	同
	三	三
	四	四
	同	同
	三	三
	九	九
	八	八
	七	七
	同	同
	六	六
	同	同
	三	三
	四	四
	同	同
	三	三
	九	九
	八	八
	七	七
	同	同
	六	六
	同	同
	三	三
	四	四
	同	同
	三	三
	九	九
	八	八
	七	七
	同	同
	六	六
	同	同
	三	三
	四	四
	同	同
	三	三
	九	九
	八	八
	七	七
	同	同
	六	六
	同	同
	三	三
	四	四
	同	同
	三	三
	九	九
	八	八
	七	七
	同	同
	六	六
	同	同
	三	三
	四	四
	同	同
	三	三
	九	九
	八	八
	七	七
	同	同
	六	六
	同	同
	三	三
	四	四
	同	同
	三	三
	九	九
	八	八
	七	七
	同	同
	六	六
	同	同
	三	三
	四	四
	同	同
	三	三
	九	九
	八	八
	七	七
	同	同
	六	六
	同	同
	三	三
	四	四
	同	同
	三	三
	九	九
	八	八
	七	七
	同	同
	六	六
	同	同
	三	三
	四	四
	同	同
	三	三
	九	九
	八	八
	七	七
	同	同
	六	六
	同	同
	三	三
	四	四
	同	同
	三	三
	九	九
	八	八
	七	七
	同	同
	六	六
	同	同
	三	三
	四	四
	同	同
	三	三
	九	九
	八	八
	七	七
	同	同
	六	六
	同	同
	三	三
	四	四
	同	同
	三	三
	九	九
	八	八
	七	七
	同	同
	六	六
	同	同
	三	三
	四	四
	同	同
	三	三
	九	九
	八	八
	七	七
	同	同
	六	六
	同	同
	三	三
	四	四
	同	同
	三	三
	九	九
	八	八
	七	七
	同	同
	六	六
	同	同
	三	三
	四	四
	同	同
	三	三
	九	九
	八	八
	七	七
	同	同
	六	六
	同	同
	三	三
	四	四
	同	同
	三	三
	九	九
	八	八
	七	七
	同	同
	六	六
	同	同
	三	三
	四	四
	同	同
	三	三
	九	九
	八	八
	七	七
	同	同
	六	六
	同	同
	三	三
	四	四
	同	同
	三	三
	九	九
	八	八
	七	七
	同	同
	六	六
	同	同
	三	三
	四	四
	同	同
	三	三
	九	九
	八	八
	七	七
	同	同
	六	六
	同	同
	三	三
	四	四
	同	同
	三	三
	九	九
	八	八
	七	七
	同	同
	六	六
	同	同
	三	三
	四	四
	同	同
	三	三
	九	九
	八	八
	七	七
	同	同
	六	六
	同	同
	三	三
	四	四
	同	同
	三	三
	九	九
	八	八
	七	七
	同	同
	六	六
	同	同
	三	三
	四	四
	同	同
	三	三
	九	九
	八	八
	七	七
	同	同
	六	六
	同	同
	三	三
	四	四
	同	同
	三	三
	九	九
	八	八
	七	七
	同	同
	六	六
	同	同
	三	三
	四	四
	同	同
	三	三
	九	九
	八	八
	七	七
	同	同
	六	六
	同	同
	三	三
	四	四
	同	同
	三	三
	九	九
	八	八
	七	七
	同	同
	六	六
	同	同
	三	三
	四	四
	同	同
	三	三
	九	九
	八	八
	七	七
	同	同
	六	六
	同	同
	三	三
	四	四
	同	同
	三	三
	九	九
	八	八
	七	七
	同	同
	六	六

年次
月次

摘

要

年次
月次

摘

要

年次	月次	摘	要
明治四二	八	扱ふこととし五月一日より施行す	
	九	電話交換取扱手續及市外電話に關する傳送方法並取扱用電信略號を定め電話通話の取扱を統一す	
	同	特設電話規則全文を改正し十月一日より施行し加入區域を定むる等在來の不備を補ひ面目を一新す	
	同	電話規則を改正し特設電話を普通電話に變更し又は私設官廳用電話を加入電話に變更したる場合は加入區域外加入及四加入迄の共同線加入を認め尙工費用物件を無償提供するときは共同線加入を單獨加入に變更し得ることを定め十月一日より施行す	
	四	政府財政方針變更の結果電話擴張費を四十二年度より變更す	
	同	地方廳が無償引繼したる電話線に依る通話の通話料半減を他の電話線に依り連絡する通信區域の通話にも及ぼし且優先接續等の特例を開き五月十一日より施行す	
	四	電話至急開通規則(九條文)を制定(五月一日施行)し六大都市に於て一定の料金を	(1910) 四三
	八	納むるときは加入申込登記順番に拘らず年度内に於て開通せしむるの制を設く	六
	六	公署の無償引渡電話に關しては地方廳無償引渡電話と同様通話料半減及優先接續を認め七月一日より施行す	八
	同	電話規則中改正し金錢寄附受理の條項を追加し又單獨加入開通に相當する費用若は物件を寄附したるときは共同線加入を單獨加入に變更し得ることを認め尙過納及誤納の料金は請求に依り還付のこととし九月一日より施行す	四
	八	電話規則中改正し市外通話料を遠距離遞減とし尙通話料三十錢以上の通話區域に於ける夜間低減料金の制を定め五月一日より施行す	八
	同	電話規則中改正し電話機一時撤去の制を定め又加入區域外加入者は相續の外名義變更を許さざりしも電話機設置場所を變更せざるものは之を許すこととし尙三加入以上の共同線加入は其の名義を變更し又は機械設置場所を變更することを得ざる旨を定め八	

大正四五

年次	月次	摘	要
大正四五	三	月五日より施行す	
	三	市内専用電話規則(十八條文)を制定(四月一日施行)し政府の施設する電話線を個人に専用せしむるの制を定め又加入電話機と同一邸宅構内に施設せる市内専用電話機を其の加入交換線に接續し得ることとし豫約新聞電話規則中改正し從來通信内容に制限なかりしを新聞紙掲載事項の目的を以てする通信に限定し又豫約専用電話機及附属物品を移轉したるときは相當料金を課することとし九月一日より施行す	
	九	自動電話料金取集規程全文を改正し十月一日より施行す	
	二	公署の電話加入區域外加入を認め二月二十七日より施行す	
	五	豫約新聞電話規則中改正し短期豫約通話取扱の制を設け五月十日より施行す	
	九	電話規則中改正し短期電話特急架設の制を定め、至急開通電話の名義變更及構外移轉は原則として開通後一箇年間之を禁じ十月一日より施行す	
	十	電話通話規則(三十三條文)を制定し電話呼出規程を廢し電話規則中通話に關する條	
	四	項を削除し十二月一日より施行す、本改正により新に定時通話の制を設け夜間通話を兩地加入者相互間に限られしを更に非加入者に及ぼし通話取消料を定む	十一
	同	豫約取引所電話規則(五條文)を制定(十二月一日施行)す	同
	十一	電話通話取扱規程(九章百四十五條文)を制定(十二月一日施行)し電話交換局電話交換支局事務規程及電話所事務規程を廢止す本規程は主として從來の規程通牒類を整理統一し且つ電話通話規則に依り新に規定せられたる定時通話、話中切斷、夜間通話の擴張、取消料呼出指定事項の加除訂正、呼出應答等に關する取扱方法其他電話交換證等の式紙類の規格統一を規定せるものとす	二
	一	停廢の電話通話を一切禁止す	一
	四	電話便規則(十七條文)を制定し加入者より非加入者へ又は非加入者相互間に於て電話に依り依頼を受けたる傳言を其の指定先に送達するの制を設け三月一日より東京及大阪兩中央電話局區内に施行す其の取扱區	五

年次
月次

摘

要

年次

月次

摘

要

大正
六
七

三
四
三
六
十
三
六

域は同一電話加入区内相互間とし傳言事項は假名六十字以内とす
電話規則中改正し土地種別五種を六種(已地追加)とし加入者数を以て其の區別の標準とし四月一日より施行す
第三次擴張計畫(大正五年度より五箇年計畫)は第三十七議會の協賛を経て本年度より實施す
電話に依る火災報知制度を新設し四月一日より東京市内に施行す
第三次擴張計畫を第三十九議會の協賛を経て第一次改定(九箇年計畫)す
特設電話規則中改正し市内専用電話機を交換線に接続することを得ること等を規定し十一月一日より施行す
共同線及連接加入の物件寄附に依る優先開通を認む
近時民間に於て電話を射利の目的に供する傾向顯著となりしが爲眞の需要者を満足せしめ難く電話擴張の本旨に悖ることとなり且つ申請受理決定に際しても多數の日子を

十二

要し工事支障不尠ざるを以て是等を救済せん爲め又其他の不備と認めらるゝものに關し電話規則中及電話至急開通規則中改正し六月二十二日より施行せり其の要項左の如し
(一)電話規則中改正…加入申込後二ヶ年経過せるものは加入申込を取消し加入登記料の還付を請求し得ること、同一邸宅構内を設置場所とする加入申込は同一名義のものと同視し又設置場所變更の加入申込に對し何れも開通順番を繰延べること、寄附開通電話に對し至急開通規則を準用し開通後五ヶ年間名義變更及設置場所變更を禁ずること等を規定す
(二)至急開通規則中改正…至急開通の申請受理順位を定め、申込不受理條件を嚴にし開通後の名義變更及設置場所禁止期間を五年に延長し名義を貸借し申請を爲したるものに對し百圓以下の罰金に處すること等を規定す
第三次擴張計畫を第四十一議會の協賛を經

八

四
同
六
同
八

て第二次改定す
電話規則に全般的大改正を行ひ四月一日より施行す之に依り加入區域外加入は官公署に限りたるも一般加入者にも之を認め、増設電話を甲種及乙種の二種とし發信専用の制を設け、電話交換線に接続する官私設電話の取締及機械類供給に關する事項等を規定す
電話通話規則中改正し火災報知の爲公衆より消防官署に對して爲す市内通話は無料と爲す等の規定を設け四月一日より施行す
電話加入者宅内電話交換取扱者養成委託手續(七條文)を定む
普通電話の加入申込を制限し六月七日より施行し當分の内、特急架設寄附開通電話至急開通共同線加入又は連接加入の申込に限り之を受理することとす
電話至急開通規則全文を改正し六月七日より施行す之に依り加入申込を有せざるもの申請を認め、申請受理順位を公益及抽籤の二種とす
無線式有線電話を東京横濱間、東京大阪間及大阪神戸間に於て試験し成功す

(1920)

九
十二
三
五
七
十一
十二
九
三
六

消防通話の制を設け十二月四日より施行す之に依り消防官署は加入者の使用中に非らざる加入回線に携帯電話機を接続し火災消防上必要な通話を爲し得る途を開く
電話規則中改正し度數料金制を六大都市(丁地以上)に實施し一般電話料金を改定値上し土地種別に庚、辛、壬の三階級を追加之四月一日より施行す
運輸事業に對し始めて市外専用電話を許可す
第三次擴張計畫を第四十三議會の協賛を経て第三次改定を爲す
電話交換手見習養成準則(三十一條文)を定め電話交換手養成方法を統一せり
市内専用電話規則中改正し特別の事情あるものは特殊の裝置に依り二人以上の専用に供せしむることを定め二月九日より施行す
市外電話交換取扱手續を定む
第三次擴張計畫を第四十六議會の協賛を経て第四次改定す
電話便規則を三月一日より廢止す
新聞社及通信社に對し始めて市外専用電話を許可す

年次
月次

摘要

摘要

年次
月次

摘要

摘要

六 電話至急開通規則全文を改正し六月二日より施行す之に依り資格調査を廢し公益上必要なるもの以外は全部を抽籤とす

七 岸壁又は棧橋に繋留の船舶と陸上との間に電話の便を開く爲め在來の増設電話施設範圍を擴張し繋船時は船舶内にて其の他の場合は岸壁又は棧橋上に設置し使用せしむるの制を設く

九 一日關東に大震災あり電話事業の被害甚大にして震災に依り燒失せるもの東京は總加入者數七萬九千八百餘名中六萬三百餘名にして七割七分を占め又横濱は總加入者數一萬五百餘名全部罹災す

十 震災地に於ける至急開通電話、寄附開通電話の意義及設置場所變更に關する制度を當分の内撤廢し、業務上支障なき限り變更を認め十月十九日より施行す

右施行區域は東京、横濱、横須賀、小田原鎌倉の加入に限る

十一 臨時市内特設電話規則（七條文）を制定し十一月八日より施行す之に依り東京及横濱

十二 一の加入者にして震災の爲其の加入電話不通行となりたるものは二十加入以上二百加入以下を以て一交換設備と爲し政府は其の交換機より局までの線路を建設し加入電話全部復舊する迄應急的電話使用の便法を設く

京都、伏見間に我國最切の即時市外通話取扱を十二月二十一日より開始す其の成績良好なり

十三 第三次擴張計畫を閣議を経て第五次改定（七ヶ年）計畫す即ち震災後一般財政に一大緊縮を加ふる必要上電話事業は自給自足の建前の下に至急開通料及電話使用料等の値上を行ひ擴張を爲すことに閣議決定し大正十三年度より實施す

十四 電話規則中改正し物價及勞銀の昂騰による電話設備費及維持費の増加に伴ふ事業經濟より收支相償ふの範圍内に於て各種電話料金を値上げせり即ち六大都市は基本料金を据置き度數料のみ三錢とし均一制施行地は使用料の約二割増額し四月一日より施行す

十五 電話通話規則中改正し一通話時五分制を三

一四

五

分制に改め繼續通話を三通話時迄とし四月一日より施行す

同 豫約新聞電話規則中改正し一日八通話時（舊五通話時）以上の豫約者に専用電話機を裝置することとし、豫約通話料を一通話時通話料の五分の三の三百六十倍（舊一通話時の三百六十倍）に改め四月一日より施行す

五 至急開通料を改定値上げせり即ち從來の開通料は所要工事費の七分の一乃至三分の一を課するに止りたるが物價及勞銀の騰貴且つ擴張費財源を得るの關係上約二倍餘の増額を爲せり

十二 第三次擴張計畫を第五十議會の協賛を経て第六次改定（五箇年計畫）大正十四年度より實施せり

一 市内専用電話規則中改正し市外通話を爲す加入者の利便を圖る爲市外通話用市内専用電話の制を設け二月一日より施行す

五 電話特別開通規則（十三條文）を制定し五月九日より施行せり即ち擴張計畫の改定に依り實費程度の架設費を徴收することとなりたるを以て之に順應すべく本規則の制定

九 を見るに至りたるものとす之に依り電話至急開通規則の實施は中止せり至急開通と相違せる重要なもの下記の如し

一、普通電話の申請者に全部適用す

二、實費程度の架設費を徴收す

三、加入申込積滯數漸減の爲一定の制限の下に加入申請者の加入申込登記順番優先受理を認む

四、不受理の制限を緩和す

五、開通後加入名義變更又は設置場所變更に付制限を撤廢す

六、不法申請者に對する制裁緩和す

十 電話規則中及特設電話規則中改正し電話特別開通規則制定の結果單獨加入との權衡普通電話施行地に於ける共同線加入及連接加入に就ても亦架設實費に近き一定の寄附額を徴收することとし又加入登記料は現金徴收のことに改定十月一日より施行す

十一 自動交換實施等に伴ひ電話規則中改正し十月一日より施行す主要改正事項下記の如し

一、自動式局所屬の連接加入を廢止す

二、同一共同線加入者相互間の度數料は基本料中に含め徴收す

年次	月次	摘要
昭和 一三	一	部を改正す 臨時加入電話規則制定実施す 電話加入區域外加入の許可を逓信局長委任事項とす 公衆電話の通話區域を擴張す 本邦最初の鐵道事業用電話を利用したる公衆電話取扱所を開設す（上越線水上驛と上の原山の家間） 公衆電話通話料金還付方改正す 市外通話取扱監視措置規程制定實施す 福岡釜山間無裝荷ケーブル完成し東京京城間、大阪釜山間及門司釜山間に各搬送電話一回線作成す 新電話規則及新電話加入事務規程實施す
昭和 一四	二	大森、中野、荏原三局の電話業務を東京中央電話局に併合す 逓信省令「昭和十三年度電話加入申込ニ關スル件」を公布し一般加入申込は軍事上又は國家總動員上必要と認むるものに限り受理又は開通せしむることとす 電話統制方策に關し一般に發表す 集配普通三等局に電話事務員職制實施す 電話統制方策實施に關する逓信省令第八十二號改正電話規則其他關係規定類を公布し十四年一月より實施す 逓信省令第十一號を以て「昭和十四年度電話加入申込ノ制限ニ關スル件」を公布す
昭和 一四	三	
昭和 一四	四	
昭和 一四	八	
昭和 一四	九	
昭和 一四	十一	
昭和 一四	十二	

四、無線電信、無線電話

年次	月次	摘要
(1888) 明治 二一	一	獨國物理學者「ヘルツ」實驗により始めて電波を發生す
二五	一	「ブランリー・コヒーラー」檢波器を發明す
二八	一	「マルコニー」(伊太利人)無線電信を發明す
二九	一	逓信省内に無線電信研究部を設け研究に着手す
三〇	十二	逓信省に於て京橋月島海岸と金杉沖船舶間海上一哩を距て無線電信實驗を行ひ成功す(本邦に於ける最初の實驗とす)
三二	一	逓信省に於て下總津田沼、上總八幡間海上十哩、上總八幡、相模大津間海上二十九哩及下總船橋、相模大津間海上三十四哩の無線電信試驗に成功す
(1900) 三三	十	電信法中私設に關する規定を除き之を無線電信に準用する旨の省令を發布し無線電信の政府專掌を明かにす
三六	一	長崎基隆間六百三十哩の長距離無線電信通信に成功す
三三	一	「パウルゼン」電弧發信機を發明す
三七	一	英國の大學教授「フレミング」は二極真空管を發明す
三八	一	淺野應輔、水銀檢波器を發明す
三八	五	日本海の海戦に先ち哨艦信濃丸は無線電信に依り「敵艦見ゆ」の信號を發す
三九	一	「ド・ブローレー」三極真空管を發明す
四〇	十二	東京帝國大學教授鯨井博士鑽石の有する檢波作用を發見す
四一	一	「フェッセンデン」高周波發電機を發明す
四二	一	海上航行中の船舶との間に無線電信に依る公衆通信の取扱を爲すため無線電報規則制定公布無線電報取扱規程を制定す
四二	五	銚子無線電信局及天洋丸無線電信局設置す(本邦に於ける公衆通信に無線電信利用の嚆矢とす)
四二	八	船舶に公示を目的とする無線新聞電報取扱開始す

年次	月次	摘要
(1910) 明治四三	五	無線電信官署設置の船舶及海軍艦船と中央氣象臺間の氣象局報取扱開始す 鳥潟博士等TYK式無線電話を發明す 無線電話を三重縣鳥羽、神島及答志島に設備し公衆電報取扱開始す 英國「ホワイトスター」汽船「タイタニック」號北大西洋にて沈没、無線電信に依り救助を求め、七百名救助さる 内地臺灣間の海底電信線不通に際し陸上無線電信の媒介に依る公衆電報取扱開始(本邦に於ける陸地間無線電信連絡の嚆矢とす)
大正二	七	中央氣象臺に於て銚子無線電信局の設備を操縦し中央標準時を航行中の各艦船に放送を開始す 佐伯美津留、瞬滅火花式間隙を發明す 電信法中私設に關する規定を除き之を無線電話に準用する旨の省令を發布す 無線電信、無線電話の私設を認め之に伴ふ取締等を規定したる無線電信法を制定公布し十一月一日より施行す
四	四	無線電信に準用することとせる無線電信法中改正法律公布す
三	五	船舶無線電信局に於て船舶宛新聞無線電報及氣象局報の放送開始す 南洋「パラオ」外六島郵便局に無線電信を設備し、内地間及南洋諸島相互間電報を疏通す 神戸中央電話局所屬一般加入者と船舶との無線電話通話を一月一日より開始す、之本
二	一	無線電信規則制定公布す
一〇	四	無線電信規則制定公布す
七	十二	無線電信規則制定公布す
九	十一	無線電信規則制定公布す
六	同	無線電信規則制定公布す
四	同	無線電信規則制定公布す
二	同	無線電信規則制定公布す

年次	月次	摘要
(1910) 明治四三	五	無線電信官署設置の船舶及海軍艦船と中央氣象臺間の氣象局報取扱開始す 鳥潟博士等TYK式無線電話を發明す 無線電話を三重縣鳥羽、神島及答志島に設備し公衆電報取扱開始す 英國「ホワイトスター」汽船「タイタニック」號北大西洋にて沈没、無線電信に依り救助を求め、七百名救助さる 内地臺灣間の海底電信線不通に際し陸上無線電信の媒介に依る公衆電報取扱開始(本邦に於ける陸地間無線電信連絡の嚆矢とす)
大正二	七	中央氣象臺に於て銚子無線電信局の設備を操縦し中央標準時を航行中の各艦船に放送を開始す 佐伯美津留、瞬滅火花式間隙を發明す 電信法中私設に關する規定を除き之を無線電話に準用する旨の省令を發布す 無線電信、無線電話の私設を認め之に伴ふ取締等を規定したる無線電信法を制定公布し十一月一日より施行す
四	四	無線電信に準用することとせる無線電信法中改正法律公布す
三	五	船舶無線電信局に於て船舶宛新聞無線電報及氣象局報の放送開始す 南洋「パラオ」外六島郵便局に無線電信を設備し、内地間及南洋諸島相互間電報を疏通す 神戸中央電話局所屬一般加入者と船舶との無線電話通話を一月一日より開始す、之本
二	一	無線電信規則制定公布す
一〇	四	無線電信規則制定公布す
七	十二	無線電信規則制定公布す
九	十一	無線電信規則制定公布す
六	同	無線電信規則制定公布す
四	同	無線電信規則制定公布す
二	同	無線電信規則制定公布す

年次
月次

摘

要

年次
月次

摘

要

一昭 〇和	十	四	同	同	十二	十一	十
鹿兒島の各無線航空業務を開始す	有無線局合併す	東京、大阪、名古屋、鹿兒島、那覇の五局	無線電話規則中夫改正し翌年一月より實施のことゝす	官廳用無線電信無線電話規則、放送用私設無線電話規則中夫改正し翌年一月より實施のことゝす	無線電報規則中航空機に關する規定追加船舶安全法の制定實施に伴ひ私設無線電信規則を廢止して私設無線電信無線電話規則を制定すると共に私設電信規則、官廳用無線電信無線電話規則、無線方位測定規則、放送用私設無線電話規則其の他關係告示等改正し昭和九年一月より施行のことゝす	無線方位測定規則制定翌年一月より實施のことゝす	格檢定規則廢止せらる 遞信省電氣試驗所に於ける短波方向探知機の研究成る 山形縣酒田飛鳥間に超短波無線電話連絡開始す
一三	二	一	九	八	五	九	同
外國港灣に出入せざる小型船舶に和文電報のみを取扱ふ簡易無線電信取扱所の制度創	報の一部受信を許可す	漁業無線電信の改善の爲一六〇〇kcを追加と共に漁船の簡易無線施設獎勵す	放送無線電報の受信船舶に對し對外放送電報の取扱を許可す	無線電報規則の改正實施す	無線電報規則の改正實施す	無線電報規則の改正實施す	無線電報規則の改正實施す
同	四	二	同	同	同	同	八
議決定す	規全文を改正す	日滿支に於ける電波統制方針確立の爲並にカイロ會議の結果に基く三省協定改正の爲三省電波統制協議會を開催し根本方針を協	線通信士資格檢定規則、無線電報規則及無線電報取扱規程等改正實施す	航行中の本邦全船舶に時局ニユースを徹底せしむる爲放送設備、放送時刻等を改善すると共に無線電報規則を改正して從來の名宛料廢止す	カイロ改正等に伴ひ無線通信士資格檢定内規全文を改正す	日滿支に於ける電波統制方針確立の爲並にカイロ會議の結果に基く三省協定改正の爲三省電波統制協議會を開催し根本方針を協	無線電信の混信防遏を圖る爲私設無線電信電話規則、無線方位測定規則、船舶氣象觀測報告規則、無線電報取扱規程其の他無線通信關係告示等各般に亘り改正す

一四	一	八	七	六
改正に伴ひ私設無線電信無線電話規則、無	カイロ會議に施ける國際無線通信規則等の	通話規則中通話料並に料金帶域等改正す	線電話裝置の短波改式に伴ひ船舶無線電話	陸上及船舶各無線電話官署に於ける中波無
委任す	士の養成指導並に之が檢定試驗を遞信局に	小型無線電話の普及に伴ひ電話級無線通信	の制度創始す	傷病者の醫療手當に便する爲醫療無線電報
開始す	船醫の乗組まざる航行中の船舶内に於ける	六	七	八
線通信士資格檢定規則、無線電報規則及無	線電報取扱規程等改正實施す	航行中の本邦全船舶に時局ニユースを徹底	せしむる爲放送設備、放送時刻等を改善す	ると共に無線電報規則を改正して從來の名
宛料廢止す	カイロ改正等に伴ひ無線通信士資格檢定内	規全文を改正す	日滿支に於ける電波統制方針確立の爲並に	カイロ會議の結果に基く三省協定改正の爲
三省電波統制協議會を開催し根本方針を協	議決定す	議決定す	議決定す	議決定す

五、放送無線電話

年次	月次	摘要
1920 大正九	一	「ワシントン」海軍飛行場に於て音楽を放送す（無線電話放送の嚆矢とす）
	十一	米國「ピッツバーグ」市「ウエスチングハウス」電機會社は其の施設に依るKDKA局より「ラヂオ」の放送を爲す（「ラヂオ」放送の實用は之を以て嚆矢とす）
	一二	放送用私設無線電話規則を制定し十二月二十日より施行す
	一三	社団法人東京放送局設立す
	一四	社団法人名古屋放送局設立す
	二	社団法人大阪放送局設立す
	三	東京放送局試験放送（一キロ）開始す
	同	東京放送局試験放送開始す
	五	大阪放送局試験放送（五百ワット）開始す
	六	大阪放送局假放送開始す
	七	名古屋放送局試験放送（一キロ）開始す
八	東京及名古屋放送局本放送開始す	
八	大連放送局放送（五百ワット）開始す	
昭和一元	八	東京、大阪、名古屋放送局解散し社団法人日本放送協會設立さる
	同	放送協會關東、關西、東海支部の三中央放送局放送開始す
	同	大阪に「ラヂオ」相談所を開設す
	十一	社団法人京城放送局設立す
	十二	大阪中央放送局（一キロ）放送開始す
	二	京城放送局本放送（一キロ）開始す
	四	放送用私設無線電話規則中、放送施設工事設計、聴取無線電話受信波長範圍及聴取特許料納付に付改正す
	三	「ラヂオ」受信機器認定制度實施す
	四	東京、大阪兩中央放送局十キロ放送開始す
	五	官廳公示事項放送開始す
	十一	「ラヂオ」體操放送開始す
十	全國的中繼放送網完成す	
十	臺北放送局放送（一キロ）開始す	
十	職業紹介放送開始す	

(1930)

年次	月次	摘要
1930	三	産業「ニュース」放送開始す
	六	放送協會本部技術研究所設立す
	十一	放送局編輯「ニュース」の放送を開始す
	一	東京大阪兩放送局に依り最初の二元放送實施す
	四	東京中央放送局第二（十キロ）放送開始す
	一	日滿交換放送開始す
	二	日滿定時連絡放送開始す
	同	聴取者加入數百萬突破す
	四	放送無線電話聴取規約改正聴取料七五錢に値下す
	五	第一回全國「ラヂオ」調査を施行す
	六	「コードモ新聞」、「英語ニュース」放送開始す
二	「幼児の時間」新設す（毎土曜午前十時半より）	
四	新京放送局放送（一キロ）開始す	
同	京城中央放送局十キロ二重放送を開始す	
五	「告知事項」を「局報」に変更す	
六	全國聴取加入者數百五十萬突破す	
七	三元放送に成功す（東京、大阪、名古屋各放送局）	
八	盲人の受信技術講習會（大阪）開始す	
昭和二元	九	「家庭メモ」放送を開始す（毎週月水金午前十時三十分より五分間）
	十	中央及支部放送審議會設立す（本部、關東關西東海三支部）
	同	全國「リレー」放送（東京外六局聯合）實施す
	同	「時事解説」の放送開始す（東京）（毎土曜日午後七時三十分より）
	同	放送聴取障害防止委員會設立す
	一	放送用語並に發音改善事務規程施行す
	三	「ラヂオ」機器認定規程改正實施す
	五	日本放送協會改組（日本放送協會定款、同附屬細則改正、放送無線電話聴取規約改正
	七	日本放送協會理事二五名、監事五名、評議員六八名を遞信大臣指名す
	七	放送無線電話施設許可期限十年間伸長許可せらる
	十	「衛生メモ」放送開始す
十一	新京放送局百キロ放送開始す	
同	「明日の歴史」放送開始す	
四	放送無線電話聴取規約改正聴取料金五拾錢に値下す	
同	聴取者加入數二百萬突破す	
六	海外放送開始す	

年次	月次	摘要
昭和 一一	九	濱松高工高柳教授「テレビジョン」送像機に成功す
一	七	全國三十二ヶ所に共同聴取施設試行す
一	七	東京に百五十キロ大電力放送開始に伴ひ全國に亘り放送局電波の周波数を變更す
一	一	海外放送を擴張し歐洲、北米西部、北米東部及南米、南洋の四方向の放送開始す
一	四	放送無線電話の放送事項別放送時刻を全國的に統一す
一	五	聴取加入者數三百萬突破す
一	五	海外放送の送信機(従來は二十キロワット)を五十キロワット送信機に變更す
一	七	歐洲向海外放送獨語及佛語「ニュース」は従來の隔日放送を毎日放送に改む
一	同	「ニュース」解説を新設し「明日の話題」及「産業メモ」を中止す
一	同	「ラヂオ」體操の會場用の放送聴取施設に對し聴取料並に許可料を免除す
一	八	支那事變關係出征軍人家族にして軍事扶助法の扶助を受ける者又は軍事扶助法に該當せざるも聴取料の支拂を困難とする者にし
一三	十二	東京百五十キロワット大電力放送開始す
一三	一	海外放送を左の通り擴充實施す
一三	十	(一)歐洲向及海峽殖民地濠洲向放送を各三十分延伸す
一三	同	(二)北米東部及南米向を各箇に分立し南米向に「葡萄牙語ニュース」を追加し「英語ニュース」を廢止す
一三	同	(三)海峽殖民地「ジャバ」向に「佛語ニュース」を加ふ
一三	同	放送局型受信機規程を制定す
一三	二	「政府の時間」(毎日午後七時三十分より十分間)を設定す
一四	同	て市町村長の證明ある者の施設する聴取無線電話に對し事變中に限り聴取料並に許可料を免除す
一四	同	「今日のニュース」を設定す
一四	同	天津よりの定期中繼放送(毎週火曜日)を開始す
一四	同	市區役所、町村役場、警察署又は通信官署の公用聴取施設に對し許可料及聴取料を免除す

年次	月次	摘要
一四	一	聴取加入者數四百萬を突破す
一四	一	東京百五十キロ放送設備正式使用を開始す
一四	一	毎週火、金曜日午後四時三十分より二十分間「官公署の時間」を新設す
一四	一	戦時、事變時に於ける公益事項の命令放送を規定並に放送局型受信機を認定し放送用私設無線電話規則中改正す
一四	一	日本放送協會に於てテレビジョンの本格的實驗放送を行ふ
一四	一	第二放送に大衆向教化演藝の時間を設定す
一四	一	放送時刻表の一部改正を行ひ「ラヂオ時局讀本」を新設す
一四	一	支那南洋向海外放送に「和蘭語ニュース」を加へ二重放送とす
一四	一	第二放送に商店員の時間の放送を開始す
一四	一	北支の放送事業運営監督指導並に連絡の爲北京に駐在官を新設す
一四	一	東京都市遞信局に放送考查官を新設す
一四	一	東京放送會館竣工す

六、日滿間電氣通信

(滿洲國成立以降にかゝるものゝみを掲ぐ、其れ以前のは日支間電氣通信の項に掲ぐ)

年次	月次	摘要
(1932) 昭和七	九	日華電報規則中改正、歐文新聞の取扱を開始す
八	三	滿洲に於ける日滿合併通信會社の設立に關する協定に調印す
七	七	關東州及南滿洲鐵道附屬地電氣通信令を制定公布す
八	八	日滿電報規則同取扱規程を制定す
同	八	日滿無線電報規則同取扱規程を制定す
十一	十一	日滿間電氣通信連絡に關し滿洲電信電話會社と通信協定を締結す
九	三	日滿電報の課金制度改正方に關する協定成立し四月より料金低減することゝす
八	八	日滿電話通話規則を制定し八月二日より施行す
十二	十二	日滿年賀電報の取扱を開始す
一〇	三	日滿電報規則中改正、料金受信人拂新聞電報の取扱を開始す
年次	月次	摘要
一一	一	大阪奉天間無線電信連絡を正式に開始す
一	十	日滿電信爲替局報の取扱を開始す
二	一	東京奉天間無線電信連絡を開始す
同	十	日滿電報取扱規程中改正す
十二	十二	日滿電報規則中改正す
二	三	日滿通信協定による京城新京線及平壤新義州奉天線増設協定成立す
六	六	東京新京間急行定期航空便の開始に伴ひ關係航空氣象局報及航空機發著通報の取扱開始す
同	同	大阪新京間無線電信連絡開始す
十	十	日滿電報規則中改正從來の年賀電報の外に慶弔電報を取扱ふこととす
一三	二	日滿間有線電話連絡の第一歩として大阪奉天間に搬送電話回線新設す
一四	一	大陸に於ける新事態に即應して日滿電報規則、同取扱規程、日滿無線電報規則、同取

六 扱規程中改正す
東京奉天間及福岡奉天間に直通有線電話連絡を開始す

九 省令第三七號を以て日滿專用寫眞電信に關する件公布實施す

七、日支間電氣通信

年次	月次	摘要
(1871) 明治 四	八	大北電信會社の長崎上海間海底電信線敷設竣工通信を開始す(日支間直通有線電信連絡の始)
(1899)	三二	清國電信公司より淡水川石山間海底線を買取す(日本政府による日支間直通有線電信連絡の始)
	三九	淡水川石山間海底線の川石山端の運用委託に關する大北大東兩會社との約定を締結す
	四一	佐世保大連間海底線の通信開始す(日滿間直通有線電信連絡の始)
	四二	日清電信協約を締結す
	四二	大連芝罘線の運用に關する取極及在滿洲日清電信線の運用に關する取極を締結す
	四二	日清電信協約に基き關東租借地及南滿鐵道附屬地以外の日本電信線の清國への引渡を了す
	四二	在芝罘日本郵便局に發着する電報(韓國及滿洲に發着するものを除く)及無線電報の
(1910)	四三	取扱方法を制定施行す(本邦及在韓國本邦局間直發着電報取扱規則を準用)
	四三	在芝罘日本郵便局と韓國及滿洲との間に發着する電報の取扱方法を制定施行す(韓國内電報規則を準用)
	四三	日清電報規則を制定施行す(原則として内國電報に關する規定を準用す)
	四三	日清無線電報規則を制定す(原則として内國無線電報及日清電報に關する規定を準用す)
	四三	日清電報取扱規程を制定施行す
	四三	日清無線電報取扱規程を制定施行す
	四三	日支兩國政府間協定に依り長崎上海間に帝國政府海底線の陸揚及運用權を獲得す
	四三	外國電報規則中改正上海發着外國和文電報の取扱方法を制定施行す
	四三	上海郵便局に電信事務を開始す
	四三	日支電報規則中改正(豫約新聞電報料を定

年次	月次	摘要
(1920)	九	日支電信會議南京に開催、帝國委員參列す
	九	日滿間に發着する和文電報の取扱を開始す
	九	日華間無線電信連絡に關し民國交通部電政司と通信約定を締結し六月一日より通信開始のこととす
	九	東京上海間に直通無線電信連絡を開始す(日支間直通無線電信連絡の始め)
	九	東京上海間に國際電話通話開始す(日支間直通無線電話連絡の始め)
	九	東京天津間直通無線電信連絡により日支間歐文電報の外北平發着和文電報をも取扱ふこととす
	九	從來東京に於て運用せられたる對上海及天津通信を大阪に移轉運用す
	九	日滿間及滿洲北支間軍用線經由に依り本邦と天津北平間に發着する和文電報取扱開始す
	九	本邦又は滿洲電氣會社海岸局を經由し北支軍用と日滿船舶間に發着する無線電報の取扱を開始す
	九	帝國上海經由歐文新聞電報取扱開始す
	九	北京及天津と各國間發着電報の本邦中繼取扱開始す
(1930)	九	日支通信會議南京に開催、帝國委員參列す
	九	日滿間に發着する和文電報の取扱を開始す
	九	日華間無線電信連絡に關し民國交通部電政司と通信約定を締結し六月一日より通信開始のこととす
	九	東京上海間に直通無線電信連絡を開始す(日支間直通無線電信連絡の始め)
	九	東京上海間に國際電話通話開始す(日支間直通無線電話連絡の始め)
	九	東京天津間直通無線電信連絡により日支間歐文電報の外北平發着和文電報をも取扱ふこととす
	九	從來東京に於て運用せられたる對上海及天津通信を大阪に移轉運用す
	九	日滿間及滿洲北支間軍用線經由に依り本邦と天津北平間に發着する和文電報取扱開始す
	九	本邦又は滿洲電氣會社海岸局を經由し北支軍用と日滿船舶間に發着する無線電報の取扱を開始す
	九	帝國上海經由歐文新聞電報取扱開始す
	九	北京及天津と各國間發着電報の本邦中繼取扱開始す

年次	月次	摘要
昭和	一	北京に華北電政總局開局す
三	三	日支間の新事態に鑑み本邦上海間電報料金を低減し同時に上海側徴収料金換算率を本邦側と同一ならしむ
四	四	帝國上海線及大阪上海間無線經由に依り本邦及滿洲と南京との間に發着する和歐文電報取扱開始す
五	五	北支(蒙疆を除く)に於ける電信事務取扱に關しては凡て日本標準時を使用することす
八	八	華北電信電話株式會社華中電氣通信株式會社設立す
十	十	昭和十二年八月以來不通中の東京上海間無線電話連絡復舊と同時に新に日華電話規則を制定し之に依り取扱を開始す
十一	十一	廣東占據に伴ひ臺灣經由にて本邦と廣東間發着電報の取扱を開始す
同	同	漢口占領に伴ひ上海經由にて本邦と漢口間發着電報の取扱を開始す
年次	月次	摘要
一四	一	發着電報の取扱を開始す
十二	十二	東京中央電信局經由北支發着聯送電報の取扱開始す
四	四	大陸に於ける新事態に即應して日華電報規則、同取扱規程、日華無線電報規則、同取扱規程及中華民國に發着する外國電報取扱の特例及日華電報特定料金取扱制限を制定實施す
六	六	東亞の新事態に伴ふ本邦の對大陸通信網の整備擴充を目的とする國際電氣通信株式會社法中改正法律公布せらる
七	七	京城天津間に直通無線電信連絡を開始す
同	同	東京張家口間に直通無線電信連絡を開始す
同	同	省令第三〇號を以て「日華專用寫真電信ニ關スル件」を公布實施す
同	同	大阪天津間に有線電話連絡を開始す
同	同	奉天中繼に依り朝鮮北支間電話通話を開始す

年次	月次	摘要
(1870) 明治	九	日丁兩國政府間に締結したる協約に依り丁抹國大北電信會社に對し長崎上海間及長崎浦鹽斯德間海底電信線の陸揚並に長崎横濱間海底電信線の敷設を許可す
四	四	大北會社の長崎上海間海底電信線敷設竣工、支那、香港以南、歐羅巴及歐羅巴以遠との通信を開始す、大北會社は長崎に電信局を設置し外國電報の受付配達を行ふ内地へは郵便にて送達す
同	同	大北會社の長崎浦鹽間海底電信線敷設竣工露西亞、歐羅巴及其の以遠との通信を開始す
十二	十二	第三回萬國電信會議羅馬に開催、帝國より「オプザーヴァー」參列す
六	六	日本政府電信線に依り外國電報の國內傳送を開始し長崎に於て大北會社電信局と連絡す
年次 <td>月次 <td>摘要</td> </td>	月次 <td>摘要</td>	摘要
(1880)	七	大北會社横濱に代理店を置く(同時に従前行ひたる在横濱丁抹領事の代辦を廢止)神戸に於ては丁抹領事代辦
八	八	第四回萬國電信會議聖彼得堡に開催、帝國より「オプザーヴァー」參列す
一	一	萬國電信公法に依り各電信分局に於て外國電報の取扱を開始す
二	二	大北會社は横濱、神戸及長崎に於ける外國電報の受付配達を廢止す
一	一	聖彼得堡締結萬國電信條約に加入す
六	六	第五回萬國電信會議倫敦に開催、帝國委員參列す
四	四	倫敦改正萬國電信條約附屬細目規則施行す
十	十	外國電報に羅馬字を以て記載したる日本語を使用することを許す
一五	一五	第一回海底電信線保護萬國聯合會議巴里に開催、帝國委員參列す

八、國際電氣通信

(日滿、日支間電氣通信は別項に掲ぐ)

年次	月次	摘要	年次	月次	摘要
明治 一五	十二	大北會社に免許狀を下付し獨占權、長崎上海間及長崎浦鹽間に海底線各一條増設並に呼子釜山間に海底線一條敷設の權利を付與す	(1890)	二一	海底電信線保護萬國聯合條約及同條約罰則施行す
一六	三	日本朝鮮兩國政府間に海底線敷設に關する協約を締結す	二二	五	第七回萬國電信會議巴里に開催、帝國委員參列す
一七	十	第二回海底電信線保護萬國聯合會議巴里に開催、帝國委員參列す	二三	七	巴里議定の萬國電信條約附屬細目規則及稅表施行す
一七	十一	大北會社呼子釜山間海底線の敷設竣工す	二四	七	巴里議定の萬國電信條約附屬細目規則及稅表施行す
一七	十一	本邦朝鮮間送電取扱心得を制定す	二六	六	海外電報料金徴收方心得を定む
一七	十二	朝鮮釜山に日本電信局を開設し日本釜山間海底線の通信を開始す	二八	十一	海外尋問校正取扱手續を定む
一八	七	萬國聯合海底電信保護條約及罰則公布す	二九	六	第八回萬國電信會議「ブタペスト」に開催
一九	五	第三回海底電信線保護萬國聯合會議巴里に開催、帝國委員參列す	三〇	七	帝國委員參列す
一九	七	伯林改正萬國電信條約附屬細目規則及稅表施行す	三一	三	「ブタペスト」改正萬國電信條約附屬細目規則及稅表施行す
一九	十二	巴里議定海底電信線保護萬國聯合條約の説明書に署名す	三三	九	外國新聞電報規則及取扱規程制定施行す

年次	月次	摘要	年次	月次	摘要	
三四	十二	外國新聞電報轉送規則及手續を制定す	(1910)	四	十	外國電報規則及外國電報取扱規程制定施行す
三五	三	海底電信線保護萬國聯合條約罰則改正す	四三	十	外國無線電報規則中電報料に關する事項を改正施行す	
三六	五	第九回萬國電信會議倫敦に開催、帝國委員參列す	四五	十一	大北會社の日鮮間(小茂田釜山間)海底電信線を買収す	
三七	二	萬國電信條約第八條に依り制限を加ふ	大正	六	第二回國際無線電信會議倫敦に開催、帝國委員參列す	
三八	四	外國電報の料金及其の納付方を定む(海外電報本邦首尾料の單獨省令を廢止す)	四元	七	國際無線電信條約並同條約附屬規則改正實施に伴ひ外國無線電報規則及同取扱規程を改正公布す	
三八	七	韓國通信機關委託を受く	五元	八	大北會社に對する免許狀を修正す	
三八	九	帝國政府と米國商業太平洋海底電信會社との間に東京「グワム」間海底線敷設運用の約定を締結す	同	同	日支間電信問題及日露電信聯絡に關し大北會社と約定を締結す	
三九	八	東京「グワム」間海底線の通信開始す	同	同	料金の漸次遞減に關し大東及大北會社と約定を締結す	
四一	五	第一回國際無線電信會議伯林に開催、帝國委員參列す	同	同	外國電報規則中改正し後廻電報の取扱を開始す	
四一	六	第十回萬國電信會議里斯本に開催、帝國委員參列す	三	九	朝鮮及樺太に於ける日露電信連絡約定を締結す	
四二	六	伯林締結國際無線電信條約並同條約附屬業務規則公布す、外國無線電報規則及外國無線電報取扱規程を制定す	同	十二	日露連絡電信線、豊原「アレキサンドルフスク」間及清津浦鹽間通信を開始す	
四二	同	帝國と在滿帝國通信官署との間に直發著する電報の取扱方法を定む	同	十二	「リスボン」改正萬國電信條約附屬業務規則	

年次
月次

摘

要

年次
月次

摘

要

大正 四	二	外國電報帝國電信系内分送規則制定す尙外國新聞電報轉送規則廢止す
七	船橋布哇「カフク」間の日米無線通信試験に成功す	
十	帝國占領南洋各地と本邦との間に發着する電報の取扱方法及料金を制定施行す（電報規則後日支電報に依ることゝす）	
十一	落石無線局と露國「ペトロパウロフスク」無線局との間に無線電信連絡を開始す	
七三	海底電信線保護萬國聯合條約罰則を改正す帝國占領南洋「ヤップ」島に發着する電報の取扱方法及料金を制定施行す（夫々電報規則後削、日支電報規則、外國電報に關する規定に依ることゝす）	
八	海底電信線保護萬國聯合條約罰則改正法律施行す	
同	日米間無線電信連絡に關し米國「マルコニ」會社と通信約定を締結す。通信は大正五年十一月十六日より船橋無線局と布哇「カフク」無線局との間に開始、大正九年五月一日受信を磐城無線局富岡に、大正十年三月	

(1920)		
一四	一〇	二十六日送信を同局原ノ町に移す、昭和二年八月八日磐城局は東京無線局に変更、昭和三年東京桑港間に直通通信（送信は六月十六日受信は九月一日）を開く
一三	九	東京「グワム」間海底線二重通信を開始す國際通信會議豫備會議華盛頓に開催、帝國委員參列す
一二	六	國際通信會議準備技術委員會巴里に開催帝國委員參列す
十二	六	南洋「トラツク」と「ニューギニア」の「ラバウル」との間に無線電信連絡を開始す
一三	九	日米間無線電信に關するRCA會社との約定を改定す
同	同	外國無線電報規則中改正、外國放送無線電報、特約外國放送無線電報、外國放送船舶無線電報の取扱を開始す
五	三	大阪無線電信局に於て對歐洲間一方的通信を開始す
同	同	日本無線電信株式會社法公布せらる
同	同	日本無線電信株式會社法施行期日に關する勅令及同法施行令公布せらる

昭和
一五

同	同	外國無線電報規則中改正、對外放送無線電報の取扱を開始す
九八	外國電報帝國電信系内分送規則を廢止す第十一回萬國電信會議巴里に開催、帝國委員參列す	
一十	日本無線電信株式會社創立	
九	日米間海底線經由電報料金を無線經由の場合と同額に低減す	
九	佛國巴里無線局より大阪無線局に於ける受信開始す、尙昭和三年九月二十四日名古屋無線局に移し五年三月一日より一方的通信を双方向的通信に変更す（「ラデオ・フランス」會社との通信約定は五年十一月十四日調印）	
十	外國無線電報規則中改正、外國放送無線電報及特約外國放送無線電報の取扱を廢止す獨逸伯林無線局より大阪無線局に於ける受信開始す尙昭和三年九月二十四日名古屋無線局に移し四年四月二十二日一方的通信を双方向的通信に変更す（「トランス・ラデオ」會社との通信約定は六年八月二十日締結、同社は昭和七年一月一日獨逸通信省に回收）	
十一	第一回國際電信通信諮問委員會伯林に開催	

昭和 二	十二	帝國委員參列す
八	「クリスマス」及新年祝賀特別外國電報規則制定す	
九	磐城無線局を東京に移轉して東京無線局と改稱す	
同	波蘭國「ワルソー」無線局より大阪無線局に於ける受信開始す尙三年九月二十四日名古屋無線局に移し四年四月十五日一方的通信を双方向的通信に変更す（兩主管廳間の通信約定は六年七月二十日「ワルソー」に於て六年十月二十三日東京に於て調印）	
同	第三回國際無線電信會議華盛頓に開催、帝國委員參列す	
同	本邦「フィリッピン」間無線電信連絡を開始す（當方無線局は最初大阪なりしが六年五月四日東京に変更、RCPとの通信約定は六年二月二十一日東京に於て六年三月九日「マニラ」に於て調印、七年二月二十七日RCPはRCA通信會社に変更）	
同	本邦佛領印度支那間無線電信連絡を開始す（先方無線局は最初「ハノイ」なりしが六年一月一日より「サイゴン」に変更又當方は最初大阪なりしが六年五月四日より東京	

年次	月次	摘要
昭和	四	無線局に変更) 本邦桑港間に直通無線通信(送信のみ)を開く 本邦桑港間に直通無線通信(受信)を開き送受とも直通となる 第十二回萬國電信會議「ブラッセル」に開催、帝國委員參列す 名古屋無線電信局受信事務開始(大阪無線局に於て對歐受信事務承繼) 現行國際無線電信條約並同條約附屬一般規則及同條約附屬追加規則公布す 國際無線電信條約實施に伴ひ外國無線電報規則同取扱規程改正公布す 第二回國際電信諮問委員會伯林に開催帝國委員參列す 英國「マルコニー」會社倫敦無線局より名古屋無線局に於ける受信開始、五年一月二十六日一方的通信を双方向的通信に変更す(英國IIC會社との通信約定は五年十月十五日東京に於て五年十一月十四日倫敦に於て調印IIC會社は後CW會社と改稱)
(1930)		
	五	第一回國際無線電氣通信技術諮問委員會「ヘーグ」に開催、帝國委員參列す 本邦蘭領東印度間無線電信連絡を開始す(兩主管廳間通信約定は六年十一月二十五日東京に於て六年八月十三日「バンドン」に於て調印) 外國電報規則中改正(後廻新聞電報の取扱を開始す(後廻新聞電報制度を採用し本邦と北米合衆國、カナダ、フリッツピン間に之が取扱を開始す) 外國電報規則中改正、書信電報の取扱を開始す 臺灣と香港との間に無線電信連絡を開始す 第三回國際電信諮問委員會「ベルヌ」に開催帝國委員參列す 第二回國際無線電氣通信技術諮問委員會「コーペンハーゲン」に開催、帝國委員參列す 第八回國際長距離電話通信諮問委員會總會巴里に開催、帝國より「オブザーヴァー」參列す
	六	臺灣と香港との間に無線電信連絡を開始す 第三回國際電信諮問委員會「ベルヌ」に開催帝國委員參列す 第二回國際無線電氣通信技術諮問委員會「コーペンハーゲン」に開催、帝國委員參列す 第八回國際長距離電話通信諮問委員會總會巴里に開催、帝國より「オブザーヴァー」參列す

年次	月次	摘要
昭和	三	日泰間無線電信連絡を開始す(暹羅國商務遞信省との通信約定は七年二月十日東京に於て七年三月二十四日「バンコック」に於て調印) 臺灣「フリッツピン」間無線電信連絡を開始す(RCA通信會社との了解は六月二十四日) 第十三回萬國電信會議及第四回國際無線電信會議馬德里に開催、帝國委員參列す 第一回(最初より通算すれば第九回)國際電話諮問委員會馬德里に開催、帝國委員參列す 本邦亞爾然丁間無線電信連絡に關し「アルゼンチン」「トランス・ラヂオ」會社と通信約定を締結し十二月一日より通信開始のこゝとす 外國無線電報規則中改正、外國放送無線電報の取扱を開始す 日印間無線電信連絡を開始す(印度無線及海底電信會社との通信約定は八年五月十二
	七	日東京に於て八年六月二十二日「ボンベイ」に於て調印) 本邦シリア間無線電信連絡を開始す(對手局は「ラヂオ・オリアン」會社)、外國電報料金「フラン」換算率を変更す 外國電報規則中改正、國際電信規則の改正に依る至急私報料の改定(二倍とす)後廻電報、書信電報を實施す 外國電報規則中改正、外國電報の料金は金「フラン」額を以て告示すること、金「フラン」邦貨相當額の決定方法を定む 「クリスマス」及新年祝賀電報規則中改正、料金を通常電報の三分の一とす 外國祝賀無線電報規則を制定施行す 「マドリッド」締結國際電氣通信條約公布し昭和九年一月一日より施行のこととす 「マドリッド」締結國際電氣通信條約、附屬電信規則、電話規則一般無線通信規則及追加無線通信規則を施行す 外國電報規則、外國電報取扱規程全文改正施行す 外國無線電報規則、外國無線電報取扱規程全文改正施行す
	八	外國無線電報規則、外國無線電報取扱規程全文改正施行す

年次	月次	摘要
一一	一	社団法人同盟通信社の業務開始に伴ふ國際放送電報規則を施行す
	三	日本無線電信株式會社に對し對外無線電信設備の整備擴張計畫を下命、本計畫は五ヶ年計畫とし設備の整備は昭和十二年末を以て終了のこと、豫定對手國は二十五方面、名古屋に於ける操縦を廢して大阪より之を行ひ、東京は對歐米通信及國際無線電信放送を大阪は對歐通信の一部及對極東南洋通信を行ふこと、之が爲兵庫縣下に四日市に代る受信所を新設することゝす
	四	南「アフリカ」聯邦との國際電話を倫敦中繼により開始す
	同	「ブラジル」國との間に伯林中繼に依り國際電話を開始す
	五	本邦「オスロ」間直通無線電信連絡を開始す
	同	本邦西貢間直通無線連絡に依り佛領印度支那との國際電話開始す
	六	天津及濠洲との間に無線電信連絡を開始す
	七	本邦「モスコ」間に直通無線電信連絡を開始す
	八	本邦「ペールト」間無線經由にて南阿聯邦宛電報の取扱を開始す

年次	月次	摘要
	九	對外無線電話連絡の開設に伴ふ經過線路指定、官報減額料金表等に付外國電報取扱規程を改正す
	同	電務局外國電信課に情報部を置く
	同	料金徵收方法、前納返信證券の使用方に付外國電報規則、同取扱規程を改正す
	同	國際電話通話規則中改正す
	十一	日米間電話料金を平日二割、日曜四割低減す
	十二	日本郵船鎌倉丸（當時秩父丸）對布哇船舶國際通話を開始す
	一	外國電報規則及同取扱規程中改正す
	二	國際通話區域に「スマトラ」島南部地方を加ふ
	同	日英、日獨間に行ひつゝある土曜日低額料金を歐洲各國との國際通話に適用す
	同	「アメリカ」電話會社及「ホルル」相互電話會社と船舶國際通話に關する約定を締結す
	三	本邦暹羅間に國際電話通話を開始す
	四	本邦南米間直通無線電話連絡に依り一般公衆通話の取扱開始す
	五	國際無線通信諮問委員會第四回會議を「ブ

年次	月次	摘要
一昭和	五	日米間無線電信連絡に關し米國「マツケー」會社と通信約定を締結し十一月十五日より通信開始のことゝす
	同	第四回國際電信通信諮問委員會「プラーグ」に開催、帝國委員參列す
	六	日伊間に無線電信連絡を開始す
	九	第三回國際無線電氣通信技術諮問委員會會議里斯本に開催し帝國委員參列す
	同	國際電話通話規則及國際電話通話取扱規定を制定し九月二十七日より施行す
	同	本邦「マニラ」電話局間に無線電話連絡を開設し本邦と比律賓群島との國際電話を九月二十七日より開始す、我國最初の國際電話なり
	十	本邦「メキシコ」間無線電信連絡を開始す
	同	蘭領印度と國際電話を十月二十六日より開始す
	十二	「アメリカ」合衆國「カナダ」「メキシコ」「キューバ」國との國際電話の取扱を二月九日より開始す
	二	日和間無線電信連絡を開始す（兩國主管廳
	三	間の通信約定は十年一月二十二日「ヘーグ」に於て十年四月二十四日東京に於て調印）日伯間無線電信連絡に關し「ブラジル」無線電信會社と通信約定を締結し三月三十日より通信開始す
	四	日英、日獨間無線電話に依る連絡を三月十三日より開始す
	同	外國電報規則中改正、復活祭祝賀電報の取扱を開始す
	七	佛蘭西比律賓間外國電報の本邦經由中繼取扱を開始す
	同	波蘭と葡萄牙領印度及比律賓間に發着する外國電報の本邦經由中繼取扱を開始す
	同	RCA通信社との通信約定を改定す
	八	商太會社との通信約定期間を五年間延伸す
	九	「マツケー」無線電信會社との追加通信約定を締結す
	十一	中華民國及蘭領印度支那と南米諸國との間に發着する電報の中繼取扱を開始す
	十二	歐羅巴發蘭領印度支那宛電報の中繼取扱を開始す

年次	月次	摘要
昭和	八	カレスト」に於て開催本邦より委員出席す時局重大化に伴ひ報道の迅速を期する爲同盟通信社内に東京中央電信局分室を設置し對外放送無線電報を取扱ふこととす 九 靖國丸對歐船舶國際通話の取扱開始す 同 本邦「サンチャゴ」間に直通無線電信連絡を開始す 同 國際無線電氣委員會第八回會議巴里に於て開催當省より委員出席す 十 「ヴェノスアイレス」中繼にて「ブラジル」國との國際通話取扱開始す 同 本邦との間に直通無線連絡なき歐洲諸國發本邦著電報を「マツケー」無線經由にて取扱開始す 二 放送無線電報の受信人は一定條件の下に國際放送電報規則に依る對外放送電報を受信し得ることとし關係省令並に公達改正す 同 國際電信電話會議及國際無線通信會議を「カイロ」に於て開催す 三 日本無線電信會社法中改正法律施行之に伴
	同	ひ同法施行令中改正され日本無線電信株式會社及國際電話株式會社は合併の上新に國際電氣通信株式會社成立す 同 外國電報規則及同規程中改正を行ひ料金の還付は總て通貨を以てし又加入電話機設置場所居住者も當該加入電話に依り外國電報の託送を爲し得ることとす 同 本邦「ホルル」間無線電信連絡に依り本邦「ハワイ」群島間に國際通話取扱開始す 六 「オスロー」に於て國際電話諮問委員會第一乃至第五報告者委員會開催本邦より委員出席す 同 本邦「サンチャゴ」間に直通無線電信連絡開設され本邦智利間の國際通話取扱開始す 同 船員法の改正に伴ひ醫事通報制度を制定、外國無線電報規則、同取扱規程を改正す 十 東京桑港「プレスワイアレス」局間に直通無線電信連絡開設せられ専ら日米間に發著する新聞電報の取扱を開始す 同 東京羅馬間に無線電信連絡開設す

年次	月次	摘要
	一	「カイロ」改正國際電氣通信條約附屬電信規則及電話規則無線電信規則等實施、之に伴ひ國內施行規定たる外國電報規則、同取扱規程、外國無線電報規則、同取扱規程、國際通話規則等中改正實施す 九 東京羅馬間の無線電信連絡に依り本邦と白耳義、獨逸、ハンガリー、和蘭、瑞典及瑞西との間に於ける國際電話通話の取扱を開
	同	始す 同 對米船舶國際通話に對し近海料金制度創設せられ基本料を改正す 同 東京倫敦間無線電信連絡を中止す 同 佛蘭西政府は同國との國際電話通話を停止す 同 大阪ワルソー間無線電信連絡杜絶す

2. 電氣通信事業關係法人の概要

一、國際電氣通信株式會社

1、會社の設立

政府は我國對外通信の自主獨立を確保する目的で大正十四年日本無線電氣株式會社法を制定し、之に據り日本無線電氣株式會社を設立して對外無線電氣設備の建設及維持に衝らしめることとし、更に昭和七年別に國際電話株式會社の提供する設備を使用して對外無線電話業務を開始したのであるが、其の後の國際情勢の變化に對應して、對外電氣通信施設の綜合計畫の樹立並に之が統制ある遂行を圖るの必要なるものがあつたのに鑑み、昭和十二年四月二日法律第四十四號を以て日本無線電氣株式會社法に必要な改正を加へ、昭和十三年三月十二日國際電話株式會社と合併し茲に國際電氣通信株式會社の成立を見るに至つたのである。

2、會社の目的

會社の主たる目的は我國對外電氣通信の設備及其の附屬設備を爲し之を政府の用に供するにあつて、從來主として

對外無線電氣、無線電話を施設し來つたのであるが、今次支那事變の進展に伴ひ日滿支間を一體とした電氣通信網の整備擴充強化を必要とするに至つたので、昭和十四年四月十一日法律第八十三號を以て、會社は新に國內に供用せられる有線電氣、有線電話、寫眞電氣等の對外電氣通信施設をも爲し得ることとなつた。

會社の從たる目的は外國に於ける電氣通信事業の經營及電氣、電話の用品の製造、販賣乃至之等に對する投資等であつて、之等の事業は政府の命令又は其の認可に依り營むことが出来るのである。

尙會社は當分の内遞信大臣の認可を受け國內無線電話又は放送無線電話の設備事業をも營むことが出来ることになつてゐる。

3、會社の資本金及特色

會社の資本金は日本無線電氣株式會社設立當時は二千萬圓であつたが、昭和十三年三月國際電話株式會社との合併に依り五百萬圓を増加して二千五百萬圓となつてゐるが、更に昭和十五年七月東亞電氣通信網整備擴充を遂行するたため五千五百萬圓を増加して現在八千萬圓である。その内譯

は左の通りである。

區別	區		内				譯
	公	稱	計	新	舊	計	
(1) 公稱資本金 八〇、〇〇〇、〇〇〇圓 (一、六〇〇、〇〇〇株)			合	民間出資		計	
				計	新		
(2) 拂込資本金 五五、九三五、〇〇〇圓			合	政府出資		計	
				計	新		
				現物出資	現物出資		
				現金出資	現金出資		
				計	計		
				二、三〇〇、〇〇〇圓	二、三〇〇、〇〇〇圓		四六、〇〇〇株
				三五、〇二〇、〇〇〇圓	三五、〇二〇、〇〇〇圓		七〇〇、四〇〇株
				二、六八〇、〇〇〇圓	二、六八〇、〇〇〇圓		五三、六〇〇株
				三七、七〇〇、〇〇〇圓	三七、七〇〇、〇〇〇圓		七五四、〇〇〇株
				四〇、〇〇〇、〇〇〇圓	四〇、〇〇〇、〇〇〇圓		八〇〇、〇〇〇株
				二二、七〇〇、〇〇〇圓	二二、七〇〇、〇〇〇圓		四五四、〇〇〇株
				一七、三〇〇、〇〇〇圓	一七、三〇〇、〇〇〇圓		三四六、〇〇〇株
				四〇、〇〇〇、〇〇〇圓	四〇、〇〇〇、〇〇〇圓		八〇〇、〇〇〇株
				八〇、〇〇〇、〇〇〇圓	八〇、〇〇〇、〇〇〇圓		一、六〇〇、〇〇〇株
				二、三〇〇、〇〇〇圓	二、三〇〇、〇〇〇圓		五〇圓拂込
				三五、〇二〇、〇〇〇圓	三五、〇二〇、〇〇〇圓		五〇圓拂込
				六七〇、〇〇〇圓	六七〇、〇〇〇圓		一一、五〇圓拂込
				三五、六九〇、〇〇〇圓	三五、六九〇、〇〇〇圓		
				三七、九九〇、〇〇〇圓	三七、九九〇、〇〇〇圓		
				一三、六二〇、〇〇〇圓	一三、六二〇、〇〇〇圓		三〇圓拂込
				四、三二五、〇〇〇圓	四、三二五、〇〇〇圓		一一、五〇圓拂込
				一七、九四五、〇〇〇圓	一七、九四五、〇〇〇圓		
				五五、九三五、〇〇〇圓	五五、九三五、〇〇〇圓		

政府株中二百三十萬圓(四萬六千株)は會社設立當時政府所有の原ノ町及富岡の無線電信設備及當時計畫中の名古屋無線電信局の送受信所の敷地を現物出資したもので、三千五百三萬圓は今回整備擴充を計畫せられた大東亞電氣通信網の一環を爲すものとして、東京名古屋間及福岡鴨綠江流心間の無裝荷「ケーブル」並に其の附屬設備を政府より會社に現物出資したもので、右の内三千三百十八萬五千圓(六十六萬三千七百株)は通信事業特別會計の、又百八十三萬五千圓(三萬六千七百株)は朝鮮總督府特別會計の出資となつてゐる。

會社は多額の資金を必要とする關係上特に社債發行限度を拂込株金額の三倍迄擴張され、其の元本の償還及利息の支拂に付ては政府に於て之を保證することが出来ることになつてゐる。

會社の一般株主に對しては其の利益を保護する爲、利益配當が一般拂込株金額の年六分に達する迄政府の持株に優先して配當せられる。

尙會社の特典の主なものを擧げれば左の通りである。

(1) 會社の通信「ケーブル」設備を以て營む事業に付ては昭和十五年一月一日より十年間所得税及營業收益税を免ぜられ、尙地方税も原則として免ぜられることになつてゐる。尙又政府の現物出資に因る資本の増加及其の目的物たる不動産に關する權利の取得

に對する登録税を減額せられる。

(2) 會社の主たる目的とする電氣通信設備の建設及保守を爲す場合には電信線電話線建設條例が準用せられる。

二、會社事業の概要

- 一、會社設備を使用して政府の開始した無線連絡は左の通りであつて、之が對手地及連絡開始年月日等(對外地を除く)に就ては別掲國際電氣通信の頁を参照されたい。
- 二、會社は將來日滿支を連絡する通信「ケーブル」を整備擴充し之を政府に提供することとなつてゐるが、現在會社の所有する有線設備はその一環を爲すものとして政府より現物出資を受けた左記區間の幹線「ケーブル」設備である。
 - (1) 東京名古屋間無裝荷搬送「ケーブル」 三十二回路
 - (2) 福岡釜山間海底「ケーブル」 十五回路
 - (3) 對外無線寫眞電信連絡 四回路
 - (4) 對外無線電話連絡 二回路

(1) 東京名古屋間無裝荷搬送「ケーブル」

(2) 釜山安東間無裝荷搬送「ケーブル」

(3) 會社は海外放送及外地中繼放送の爲にする設備を施設

し之を日本放送協會の用に供してゐる。又近く南洋パラオに於て對内地無線電話及内外南洋向短波無線電話放送を行ふことゝなつてゐるので之が所要設備の施設を爲しつゝある。

- 四、會社は皇軍の海南島上陸以來軍及關係方面指導の下に同島に於ける電氣通信施設の建設運營を爲しつゝある。
- 五、會社は東亞に於ける電氣通信の整備擴充を圖る爲蒙疆、華北及華中各通信會社の設立に參畫し左の出資（各一株五拾圓）をなしてゐる。

- 蒙疆電氣通信設備株式會社 四〇、〇〇〇株
（一、〇〇〇、〇〇〇圓拂込濟）
- 華北電信電話株式會社 七九、八二〇株
（一、九九五、五〇〇圓拂込濟）
- 華中電氣通信株式會社 四〇、〇〇〇株
（一、〇〇〇、〇〇〇圓拂込濟）

ホ、會社に對する交付金及報效金

- 一、政府は會社の設備に對して左の交付金を會社に交付することになつてゐる。
- (1) 會社の無線設備を使用したときは電氣通信料金中本邦取得分に當るものに、電報に付ては百分の七十
- 五、電話に付ては百分の九十を乗じた金額
- (2) 會社の有線設備を使用したときは會社が該設備を

政府の用に供するに要する經費の二分の一に當る金額及該設備を使用して政府の取扱つた電氣通信の修繕料金に一定の割合を乗じた金額の合計額

ヘ、會社の組織

（附錄電氣通信事業關係機關の組織一覽五八三頁參照）

- 一、事務所
會社の主たる事務所を東京市に置き、大阪、京城、臺北に支社を、名古屋、神戸、福岡に出張所を設けてゐる。
- 二、株主
株主は政府、公共團體、帝國臣民又は帝國法令に依つて設立した法人であつて、其の議決權の過半数が外國人又は外國法人に屬しないものに限ることになつてゐる。
- 三、役員
取締役十二名以内、監査役四名以内を置き取締役及監査役は三百株以上を所有する株主中より株主總會に於て之を選任し、取締役は取締役中より社長一名、常務取締役三名以内を互選する。尙顧問若干名を置き得ることになつてゐる。

四、業務の執行

社長は會社を代表し且會社の一切の業務を總理し、常務取締役は社長を輔佐して會社の業務を掌理し、取締役會は取締役を以て組織し社務の重要事項を議決することになつてゐる。

ト、會社の監督

政府は會社の業務を監督し、之が爲必要な命令を發し又は電氣通信設備を爲すべきことを命ずることが出来る。又會社は取締役及監査役の選任及解任、定款の變更、利益金の處分、合併並解散に付政府の認可を受けることを要し、會社の決議又は役員が行爲が法令、法令に基く處分若は定款に違反し又は公益を害すと認められる場合は其の決議を取消し又は役員を解任することが出来る。尙監理官を置き其の業務を常時監視せしめ事業の適切な運行を期してゐる

二、日本電信電話工事株式會社

イ、會社の設立

從來遞信省に於ける電信電話工事請負の狀況は、各電氣通信機材製造會社の請負工事相互間に技術的連繫無く且責任の歸趨不明で運行上屢々支障を來すのみならず、各製造會社に於ても不經濟な人的物的設備の重複を生ずるの止

む無き状態であつたが、偶々遞信省に於て昭和十二年以降五箇年計畫に依る電信電話の大擴張工事の遂行上工事の合理化、經濟化を圖る爲請負工事範圍の擴張を行ふべき趨勢にあつたが、之が請負工事の合理的成果を期するには叙上の分業的請負制度の不合理性、不經濟性を排除し各社協力の下に單一の請負工事會社を設立するの要があり、又續つて我が國電氣通信機材の海外進出の跡を顧るに、各製造會社間に何等の連絡統制機關なく徒らに放任せられて居た結果、大資本を有する歐米各國電氣通信機器製造會社の統制ある進出力に拮抗し得ず、されば可惜優秀な製造技術を有しながら諸外國の跳梁に委ね居る實情であつたので、茲に統制ある海外進出機關を設立するの必要ある點等に鑑み、昭和十二年四月本邦に於ける電氣通信機材製造會社たる日本電氣通信會社外十八社協議の結果本會社の設立を見たのである。

ロ、會社の目的

會社の營業目的とする所は左の通りである。

- (1) 電氣通信設備及其の附屬設備の建設工事の請負
- (2) 電氣通信に關聯する事業への投資
- (3) 外國に於ける電氣通信事業への投資經營、設備の建設及保守の請負、設備の貸付並に電氣通信用品の販賣

(4) 前各號に必要な一切の業務

ハ、會社の資本金

會社の資本金は二千萬圓（一株五拾圓、四拾萬株、半額拂込済）で、現在株主たる會社数は三十六である。

二、會社事業の概要

一、内地に於ける請負工事の實績
會社の創立以來内地に於ける請負工事は殆んど遞信省との請負契約で左の如き多額に達し、就中自動電話交換局開始又は改式に伴ふ線路機械宅内工事、長距離「ケーブル」及中繼所局内工事等は何れも從來各社分業請負時代に比し工事費の經濟化並に技術上の成果を挙げ得たのである。

區別	十二年度		十三年度		十四年度		計
	工事費	計	工事費	計	工事費	計	
市内電話關係工事	六、九三三、二七六 ^円		一、九〇七、九六五 ^円		三、三四六、八〇二 ^円		一二、一八八、〇四三 ^円
電信及市外電話關係工事	一五、七六八、六八七		二、九五九、〇六〇		二、九二一、三四四		二一、六四九、〇九一
無線關係工事	三七三、五〇〇		二三〇、〇〇〇		四九五、七二六		一、〇九九、二二六
合計	二二、〇七五、四六三		五、〇九七、〇二五		六、七六三、八七二		三四、九三六、三六〇

二、外地（朝鮮、臺灣）に於ける請負工事の實績

釜山、嘉義各自動電話局局内工事を始め臺灣楊梅間の市外電話「ケーブル」の施設工事等十三年度には百三十一萬九千四百圓を、十四年度には九十二萬二千圓の請負工事を施行し相當の實績を挙げ得た。

日滿直通の無裝荷「ケーブル」中新京奉天間の施設工事等大東亞通信圈の確立に協力し、十三年度には五百九十六萬九百圓を、十四年度には三百四十四萬六千五百圓の請負工事を完了した。

四、支那事變に際して支那方面に於ける會社の活動
支那事變の推移に伴ひ支那に於ける電氣通信事業再建

設に當り、資材の提供、工事施工並に應急措置等に關し關係方面より會社の進出を要望せられたので、會社は之が國策的使命に鑑み資材並に工事能力の整備を行ふと共に天津（後北京に移す）、上海、張家口に出張所を開設し、最近更に業務の擴張に伴ひ支店を設置し、又國際電氣通信株式會社と協力し現在華中電氣通信株式會社の前身たる華中電信公司を開設し、中支那に於ける應急復舊

工事に當らしむる等の措置を講じたが、占領地域の治安確立に伴ひ逐次請負工事は増大し、戰時統制下の資材困難輸送の梗塞にも關らず左表の如く事變後主な工事は殆んど會社の施工になる外、支那向電氣通信機材の統制販賣を行ひ、以て自由競争に基く粗悪品の進出を防止し常に安價で且優良な機材の迅速供給に努力したのである。

區別	十二年度		十三年度		十四年度		計
	金額	計	金額	計	金額	計	
工事關係	二、六九九、二七〇 ^円		六、四七八、八四四 ^円		八、五三〇、〇〇〇 ^円		一七、七〇八、一一四 ^円
販賣關係	二四九、〇四一		八、八〇二、〇一四		一七、九六六、五六四		二七、〇一七、六一九

野を開拓した。

六、電氣通信に關聯する事業への投資

會社が電氣通信に關聯する事業會社へ投資した金額は左の通りである。

區別	投資額
蒙疆電氣通信設備株式會社	四、〇〇〇、〇〇〇 ^円
華北電信電話株式會社	二、〇〇〇、〇〇〇
華中電氣通信株式會社	二、〇〇〇、〇〇〇

五、通信用機器販賣の擴張計畫

右工事の主なもの天津自動電話局の復舊工事、張家口、大同、北京、上海、青島の自動電話局開始工事、各地放送局工事、北京天津間搬送式市外「ケーブル」施設並に中繼所工事、上海南京間市外電話線路工事、蒙疆に於ける電氣電話整備工事等である。

五、通信用機器販賣の擴張計畫

通信用機器販賣に關しては、前記の通り支那方面に於ては相當の成果を挙げつゝあるが、尙海外販賣の進展に考慮を拂ひ最近南米ブラジル方面にも若干ながらも新分

區別	投資額
北支那開發株式會社	三五、〇〇〇
中支那振興株式會社	一〇、〇〇〇
國際電氣通信株式會社	三五三、四四五
合計	八、三九八、四四五

ホ、會社の組織

(附録電氣通信事業關係機關の組織一覽五八四頁参照)

一、事務所

會社の主たる事務所を東京市に置き、北京、上海、張家口、新京に支店を、大阪、京城に出張所を設けてゐる。

二、株主

株主は帝國臣民又は帝國法令に依り設立した法人であつて、其の議決權の過半數が外國人若は外國法人に屬しないものに限ることになつてゐる。

三、役員

取締役九名以内、監査役三名以内を置き、取締役及監査役は百株以上を所有する株主中より株主總會に於て之を選任する。尙取締役の互選に依り社長一名、常務取締役二名以内を置くことになつてゐる。

四、業務の執行

社長は會社一切の業務を總理し、常務取締役は社長を

輔佐し會社の業務を掌理し、取締役會は取締役を以て組織し會社業務の重要事項を議決することになつてゐる。

三、電信協會

1、協會の設立

明治二十五年十一月十二日、時の電務局長若宮正吾氏及淺野應輔氏等四十餘名が交詢社に會し、本邦電信事業の發達改善を圖る目的を以て電信協會なる會員組織に依る機關を設け、斯業の發展に關する意見を發表することを協議し同年十二月三日之が成立を見、翌年一月十五日には機關雜誌「電信協會會誌」を發刊し、會員に頒布し意見の發表及斯業上參考記事を掲載して事業の發達に資し、爾來協會員數の増加と資金の充實に伴ひ、講演會、電信競技會等々々開催し、又内外の事業功勞者を慰勞する等に盡力してゐたのであるが、大正四年六月無線電信法が公布せられ、無線電信の私設の途が拓けると共に、民間に於て、一、二無線技術者養成機關が設立せられたところ、その後歐洲大戰後の海運界の活況に伴ひ、無線技術者の需要急激に増嵩し養成機關の擴充が要望せられるに至つたので、之等既設養成機關の事業を繼承統一して本協會に於て經營することに決し、之を機として組織を社團法人に改め大正七年九月二十五日遞信大臣の許可を受けて今日に至つたのである。

ロ、協會の目的

協會は電氣通信に關する學術、技藝、法理の講究及電氣通信事業の擴張整備方法の講究並に電氣通信技術員の養成を爲すを目的とし左の事業を營む。

- (1) 電信協會會誌を發行し研究事項の講究討論を爲すこと
- (2) 協會管理無線電信講習所に於て無線通信士の養成を爲すこと
- (3) 講演會、講習會又は研究會を隨時開催すること
- (4) 事業上有益な參考資料を蒐集し之等の圖書を刊行すること
- (5) 事業功勞者を表彰すること

ハ、協會の資産

協會の資産は會費、寄附財産及其の他の收入より成るもので、昭和十五年十月三十一日現在の資産は約四十六萬九千圓である。

ニ、無線電信講習所の沿革及養成現況

一、講習所の沿革

(一) 講習所の設立

大正八年二月二十一日官民の要望に基き從來散在してゐた無線通信技術者の養成機關の統一、擴充を

圖る爲船舶業者等より寄附四十萬圓を得て本講習所の設立を見るに至つたのである。

(二) 卒業生及修業生に付與せられる資格

卒業生に對しては大正十三年及十四年に於て初めて政府の檢定試験を受けることなく銓衡に依り直に通信士の資格を付與せられたのであるが、當時は教育の程度が低かつたが故に卒業生中成績優秀な一部の者に限り、一級資格を付與せられるに過ぎなかつた。然るに其の後施設の改善、制度の整備と卒業生の素質の向上に對する不斷の努力は政府に於ても之を認められ、昭和十二年十二月以來資格を付與せらるゝ範圍も著しく擴大し、その上卒業に至らないが其の成績比較的可なる者(修業生)にも次位の資格を付與せられることとなつた。因に現に此の種の養成機關で斯る特典を有するものは全國中本講習所あるのみである。

現在各科卒業生及修業生に對し付與せられる資格は左の通りである。

科別	卒業生資格	修業生資格
本科	無線通信士第一級	無線通信士第二級
選科	無線通信士第二級	無線通信士第三級
特科	無線通信士第三級	無線通信士電話級
(三) 學制の改正		

- (1) 昭和五年三月一日無線事業の進歩に鑑み教授科目増加し其の程度を向上せしめる爲本科の修業年限一箇年を二箇年に延長した。
 - (2) 昭和七年七月二十一日特科規則を制定し大日本水産會よりの依託生に限り入學を許可することとした。其の後大日本水産會は右依託生に關する業務を社團法人漁船技術員養成所に引繼いたので現在では社團法人漁船技術員養成所よりの依託生を入學させてゐる。
 - (3) 昭和十二年一月二十八日海運界の好轉に伴ふ無線通信士需給調節の爲第二級無線通信士養成の目的にて選科を創設することになつた。
 - (四) 卒業生及修業生數
講習所開設以來の卒業生及修業生總數は四千九百一名である。
- 二、講習所の養成現況
- (一) 補助金下附
講習所の無線通信士養成業務は平時を問はず國家的重要な機關であるが故に政府でも之を重視し、本講習所運営の圓滑を期する爲大正十四年以來毎期補助金を下附して居る。補助金額は當初一萬圓程度であつたが昭和十年以降之を二萬圓に増額された。
 - (二) 逓信省在官者講師派遣

講習所に於ける教授科目中には其の性質上適當な講師を一般より求め難いものが多いので、本科及選科の此の種科目には逓信省より各關係要路の在官者を講師として特に差繰り派遣を受けてゐる。

(三) 收容生徒數

支那事變の進展に伴つて、無線通信士の需要は海に陸に將又空に著るしく増加してゐるのであつて、これが養成機關としては本講習所以外確實なものは民間にない爲昭和十四年度よりは本科の授業を畫間に改める等全能力を擧げて養成に努めてゐるのであつて、生徒收容數も昭和十五年度に於ては昭和十二年度に比較するときは三倍に近い増加を示してゐる。尙大陸方面の通信會社、航空會社の依託生を收容し此の方面の需要にも應じてゐるのであつて、近く更に養成施設の擴充を行ひ着々成果を擧げんとしてゐる。

現在生徒數(昭和十五年現在)は左の通りである。

本科	一年	三〇五名
同	二年	二〇二名
第一選科		三一五名
第二選科	(臨時昭和十四年十月入學)	一四六名
合計		一九八名
		一、一六六名

- 一、事務所
協會の主たる事務所を東京市に置いてゐる。
- 二、會員
會員は之を分ちて名譽會員及通常會員とする。名譽會員は商議員會の決議に基く會長の推薦に依り、又通常會員は商議員會の決議に基く會長の承認に依り其の資格を有するもので、通常會員は會費として年額金三圓を納付することになつてゐる。昭和十五年十月三十一日現在の會員數は一千九百五十四名である。
- 三、役員
會長一名、主理六名以上十五名以下、監事二名、商議員若干名を置き、會長、主理及監事は商議員中より之を互選し、又商議員は東京府下在住の會員中より之を選挙することになつてゐる。
- 四、業務の執行
會長は協會を代表し且會務を統括し、主理は會長を輔佐し、商議員は商議員會に於て重要な會務を審議する。尙會長及主理は協會の理事とせられ、理事は別段の規定ある場合を除くの外總會の決議を経ずして必要な會務の處置を爲し得ることになつてゐる。

ホ、協會の組織

(附録電氣通信事業關係機關の組織一覽五八五頁參照)

四、日本放送協會

イ、協會の設立

本邦内地の放送事業は大正十三年十一月二十九日社團法人東京放送局の設立を許可され、翌年三月二十二日放送業務を開始したのを始とし、同年一月十日には社團法人名古屋放送局、同二月二十八日には社團法人大阪放送局の設立を許可され夫々同年六、七月の頃放送業務を開始したが、本邦内地の放送事業は一箇の經營主體を以て之に當ることを公益上並に放送事業の發展上最も妥當と認め、大正十五年八月六日社團法人日本放送協會の設立を許可され同月二十日を以て前記三社團法人を解散し其の業務を協會が繼承して今日に至つたのである。

ロ、協會の目的

協會は逓信大臣に依り認許せられた無線電話放送事業其の他の無線電氣通信事業を經營し且無線電氣通信の進歩發達を圖るを主たる目的とする。尙協會は主たる目的に附帶する事業を經營し、又は主たる目的の事業經營に必要な他の事業に出資を爲し得ることになつてゐる。

ハ、協會の資産

協會の資産は寄附財産、出資金、聴取料、雑収入及其他の財産より成るもので、昭和十五年三月三十一日現在の資産は約三千二百六十萬圓である。

二、協會事業の概要

〔第二編電氣通信事業の沿革及現況の中放送無線電話の項一七頁参照〕

一、放送設備の擴充

昭和十二年末に於ける東京百五十「ワット」大電力放送所の假放送開始と甲府放送局開局の後を受けて、翌三年には二月以來共に假放送中だった弘前放送局（三百ワット）が五月二十九日、續いて釧路放送局（百ワット）が七月七日に夫々本放送を開始し、降つて八月七日には本邦最初の放送用指向空中線を具備した盛岡放送局（五百ワット）、十二月二十四日には松本放送局（五百ワット）と逐次本放送の開始を見たが、尙引續き青森外九箇所に放送局設置の準備中である。

二、聴取普及の促進

現時局下の放送の重大使命に鑑み、聴取普及の促進を圖るを要するので、異彩ある特別番組の編成等に依り一般の關心を喚起する傍ら、極力全國の供電會社及ラヂオ業者の活動を督勵し、鋭意諸般の開發方策を講じたので聴取加入数は以來増加を續けてゐる。

三、海外放送の全面的擴充

昭和十年六月一日から、我が國策を宣揚し日本文化を紹介する目的で海外放送を開始したが、昭和十二年一月一日を期し本放送に移り、以來數次の擴充を行ひ來つたところ、支那事變の勃發するやこの放送の威力は嚴として抜くべからざるものとなつたので、昭和十三年一月一日午前四時三十分、ヨーロッパ向海外放送から劃期的な活動が開始された。即ちヨーロッパ向の時間を延長すると同時に従来の北米東部、南米向放送を北米東部向放送と南米向放送とに分し、又支那、南洋向放送の時間を延長し全面的に擴充した番組に依り敢然と海外放送の強化を圖つたのである。更に同年八月支那、南洋向放送を五十キロに依る第一送信と二十キロに依る第二送信とに分け、この兩者の夫々異つた番組を同時に發射することゝなつた。

尙殊に支那事變をめぐつて對日認識の正鵠を欠いた國々に對してはこれが是正の効果を擧げることゝ努めてゐる。

ホ、協會の組織

（附録電氣通信事業關係機關の組織一覽五八六頁参照）

一、事務所

協會の主たる事務所を東京市に置き、大阪、名古屋、廣島、熊本、仙臺及札幌には地方の事務執行機關たる中

央放送局を設けてゐる。

二、會員

會員は會長の承認を経た上一口（一口金二百圓）以上の出資金を完納し會員名簿に登録せられて其の資格を生ずるものである。昭和十五年三月三十一日現在の會員數は五千四百四十二名で、出資口數は六千八百三十四である。

三、役員

理事二十五名以内、監事五名以内を置き、尙總裁副總裁各一名及顧問若干名を推薦する事が出来る。理事は互選に依り會長及専務理事各一名、常務理事二名以内を定めることになつてゐる。

四、業務の執行

協會の重要事項は理事を以て組織される理事會で之を議定し、會長は協會の業務を總理し協會を代表する。又専務理事は會長の輔佐及業務の掌理を爲し、常務理事は會長の定むる所に依り業務を分擔されてゐる。

ヘ、協會の監督

理事、監事の選任及解任、會長、専務理事、常務理事の就職及解職、理事會の決議事項等に付ては政府の認可を受けしめ、毎事業期の事業計畫及豫算等は之を報告せしめる。

五、同盟通信社

イ、通信社の設立

國際情勢の複雑微妙化並に各國通信界の趨勢に鑑み、我國際自主權を確立すると共に、對外報道の重要使命を完全に遂行するに足る實力と信用とを具備する一大國家的通信社を設立することは國家的重要時務として朝野多年の要望であつたが、機愈々熟し昭和十年七月全國有力新聞社、通信社並に日本放送協會が相寄つて社團法人同盟通信社を設立することとなり、其の設立許可申請を政府に提出したところ、主務官廳たる逓信、外務兩大臣に於て、同社設立は民法第三十四條の規定に適合し且政府年來の要望に副ふ強力通信社たり得べき組織を有するものと認められ、昭和十年十一月七日之が許可を見、昭和十一年一月一日新聞聯合社の事業を一切繼承し業務を開始し、同年六月一日日本電報通信社の通信業務をも繼承し茲に我國唯一の強力通信社の出現を見るに至つたのである。

ロ、通信社の目的

通信社は正確公平な報道の普及と國際的諒解の増進に資する爲内外の「ニュース」を蒐集編輯し、電信、電話、無線電信、無線電話其の他の通信方法に依り迅速的確に之を

社員（社員に付ては別項組織の部を参照されたい）竝に海外の通信社及新聞社に通報するの事業を經營することを目的とする。

尙通信社は左の附帶事業を行ひ又は之に出資を爲し得ることになつてゐる。

- (1) 新聞社に非ざる社員外の者に通信社の蒐集に係る「ニュース」の供給
- (2) 廣告の取次
- (3) 「ニュース」寫眞及其の製版の供給
- (4) 通信社の事業に關聯する圖書雜誌の出版
- (5) 其他理事會に於て通信社の目的を達成する爲必要と認めたる事業

ハ、通信社の資産

通信社の資産は寄附財産、社員の入社金並に社費、事業収入、雑収入及其他の財産より成るもので、昭和十五年三月三十一日現在の資産は約四百萬圓である。

ニ、通信社事業の概要

一、直接には日本の新聞紙に世界の「ニュース」を頒布し間接には我が國民に對して世界を知らしめる爲に、通信社は年中無休の活動を繼續し、全世界から「ニュース」を蒐集して遺漏なきを期してゐる。

二、通信社は世界の代表約二十八社と特約し、それ等が各國に於て蒐集する「ニュース」は、悉く通信社が利用し得ることになつてゐる。

三、世界の出來事を漏らさず日本に知らしめる事業と併行して、日本の出來事を世界に打電し、之によつて日本を正しく理解させることに努めてゐる。今日通信社の對外的報道の中心をなすものは無電による放送で、現在正式又は非公式に同盟の英文「ニュース」放送電報を受信してゐる主な國々は、佛蘭西、「ソヴェト」聯邦、獨逸、英吉利、伊太利、瑞西、泰國、蘭領東印度等の諸國である。

四、通信社は昭和十二年七月無線時事通信社の無線放送事業を繼承し、爾來苟しくも日本から海上に向つて放送される「ニュース」は悉く通信社の手に依ることゝなつてゐる。

五、日支事變に關する特報は「同盟」の名を全國に高めたが、その爲に通信社が支那各地に特派してゐる記者及び技術者の數は現在百數十名に達してゐる。

六、以上は主として海外「ニュース」事業に就いてであるが、内地の「ニュース」蒐集及び頒布に就いても、通信社は最も細緻なる網を全國に張つて蒐集し、我國に於ける最長の専用電話線、最大量の電報、最新の發信設備とによつて全國百九十四の新聞に頒布してゐる。

七、通信社が營む附帶事業の最重要なものは經濟通信であられた代表者を以て組織される理事會で之を決定し、日常業務は理事會に於て選任せられた社長一名、常務理事四名によつて處理することゝなつてゐる。之等常務役員は個々の新聞社又は放送協會に關係せず、殊に政黨政派に屬する事又は政治的社會的の實際運動に關係する事を禁じ、以て同盟通信社の不變性獨立性を確保して居る。

ハ、通信社の監督

社長、常務理事及常務監事並に理事會の會長、副會長の就職及解任、定款の變更に付ては政府の認可を受けしめ、社員總會、理事會の決議事項、毎年度事業計畫及收支豫算は之を報告せしめる。

六、電氣通信學會

イ、學會の設立

明治四十四年五月逓信省電氣試驗所内に専ら電信電話の學術技藝に關する智識の交換を爲す目的で第二部研究會を創設したのが本會の起源で、當時會員數僅かに五十名であつて毎週一回講演會を開催し、會長は當時の電氣試驗所長淺野應輔氏であつた。

大正三年三月會名を電信電話研究會と改め、更に大正六年五月電信電話學會と改め規則を改正して茲に本會の創立

つて、經濟通信は通信社の「ニュース」の一部門として各新聞社や放送局に配布するの外、同時にこれを銀行、會社、商店などの個人購讀者にも速報してゐる。

ホ、通信社の組織

（附録電氣通信事業關係機關の組織一覽 頁八頁参照）

一、事務所

本社を東京市に置き、支社を大阪、名古屋、門司、福岡及新京に、其他他國內及海外樞要地には總局又は支局を設け、更に重要地點には通信員又は特派員を配置してゐる。

二、社員

社員は我國に於て日刊新聞を發行する新聞社、社団法人日本放送協會及無線電信、無線電話に依る放送事業を經營する者とし、一定の條件の下に社員として加入し本社「ニュース」の頒布等を受けることが出来る。昭和十五年十月一日現在の社員數は百六十三名である。

三、役員

所定の資格を有する者を理事とし、監事二名を置き、理事の過半数の同意に依り理事の中より推舉した學識經驗ある者（七名以内）の中より其他の理事の過半数の同意を以て社長一名及常務理事四名以内を定める。

四、業務の執行

通信社の重要事項は社員總會又は社員の中より選任せ

を見、同時に機關雜誌電信電話學會雜誌を隔月發行することとなつたのである。

昭和二年一月社団法人の認可を受け、爾來會員數の増加と資金の充實に伴ひ各地に支部を設立し、又電氣通信關係刊行物を發行し各種委員會を設置して電氣通信の發達に貢獻し來つたが、昭和十二年一月電氣通信學會と改稱して今日に至つたのである。

尙此の間昭和十二年十月各關係方面より設立資金の寄附を受け、本會が設立者となつて財団法人電氣通信工學校を設立したのである。

ロ、學會の目的

學會は電氣通信に關する學術技藝の攻究、智識の交換を爲し且之に關する事業の振興を圖るをその目的とし、之が目的を達成する爲め講演を爲し雜誌及圖書を發行頒布し其の他適當なる事業を營む。

ハ、學會事業の概要

一、刊行物

電氣通信學會雜誌(月刊)、海外通信工學(月刊)及英文日本電氣通信工學(年四回發行)の外に通信工學ポケットブック、通信工學術語集及通信工學通俗叢書等の發行を爲してゐる。

二、支部設置

從來大阪、新京、仙臺、京城、名古屋の各地に支部を置いてゐたのであるが、昭和十五年度に於ては更に札幌、廣島、福岡の各地にも夫々支部を設置したのである。

三、各種委員會

電氣通信に關する各種委員會即ち電氣通信用品標準調査、通信機器國産化、電氣通信單位制定、電蝕防止研究、テレビジョン調査、通信機器磁氣材料調査委員會等を設置し、夫々各種の調査研究に當つて居る。

四、選奨に關する事項

電氣通信學術技藝に關し發明、研究又は著述を爲し其功績顯著な者及電氣通信事業に關し技術上の功績顯著な者に對し功績賞牌を贈呈し、又卓越せる著述、優秀な論文に對し記念賞を贈呈、其他有益な研究に對する研究費補助、學術獎勵金の交付等を行つてゐる。

五、講演會、講習會等

學術講演會、専門講習會、通俗講演會等を東京に於て開催、尙地方に於ても時々地方巡迴講演會を開催し、又電氣學會及照明學會と聯合の下に東京及地方交互に毎年二回聯合大會を開催してゐる。

二、學會の資産

學會の資産は入會金、會費、寄附金、協會の事業並に協會の財産より生ずる収益及其の他の収入より成るもので、

昭和十五年三月三十一日現在の資産は約二十一萬一千圓である。

ホ、學會の組織

(附録電氣通信事業關係機關の組織一覽五八九頁参照)

一、事務所

學會の主たる事務所を東京市に置き、大阪、名古屋、廣島、福岡、仙臺、札幌、京城、新京に支部を設けてゐる。

二、會員

會員は電氣通信に關し高等の學術を修めた者又は其の技術に熟達し相當の經歷を有する者とし、會員は入會金(一圓)及會費(月額七十錢)を納付することになつてゐる。尙會員以外に名譽員、賛助員及准員を置くことになつてゐる。昭和十五年九月三十日現在の會員數は七千二百二十名である。

三、役員

會長一名、副會長二名、監事一名、幹事八名、評議員二十名を置き、會長及副會長を以て理事とする。會長は内地在住會員中より會員の投票に依り又副會長、監事、幹事及評議員十名は東京府及其の隣接縣下在住會員より、評議員十名は上記地域外在住會員より會員の投票に依り選舉することになつてゐる。

四、業務の執行

會長は學會を代表し且會務を統括し、副會長は會長を

輔佐し、幹事は庶務(二名)會計(二名)又は編輯(四名)の事務を掌ることになつてゐる。

七、電氣通信協會

イ、協會の設立

現下の非常時局に際會し電氣通信機關の整備擴充と其の國産技術に依る諸般の政策を確立すると共に、東亞大陸に於て國産通信機材と其の技術とを以て確固たる地盤を開發し、進んでは海外發展の新市場獲得に我國工業の海外進出を誘導せんとし、之等對策の實行機關として昭和十三年五月二十日社団法人たる本協會の設立を見たのである。

ロ、協會の目的

協會は電氣通信に關する事業の振興に寄與するを目的とし、左の事業を營む。

- (1) 電氣通信工業の振興に關する調査
- (2) 通信機器及材料の海外進展の助長
- (3) 電氣通信に關する發明の獎勵
- (4) 電氣通信に關する特許の指導
- (5) 電氣通信に關する智識の普及
- (6) 關係文獻の出版及會誌の發行
- (7) 其の他協會の目的を達成する爲必要と認むる事業

ハ、協會事業の概要

一、協會は事業目的の諸事項に對し事業委員會、特許委員會、特許助成委員會、輸出調査委員會、全波受信機調査委員會、編輯委員會、小型真空管型名附與委員會、特種電氣通信事業用鐵鋼配給委員會設置通信機器國產化委員とを設け鋭意調査研究に當つてゐる。

二、既に特許信託と謂ふべき特許プール業務を開始し、泰國を始め中南亞細亞地方、或は中南米諸地方の貿易事情の調査、伯國人の本邦工業見學招致を爲す等着々と海外進出に對する體勢を整へると共に、また機關誌「電氣通信」の發刊、電話交換教科書の出版等斯界の爲に通信報國の至誠を以て一意奮勵事に當り、其の任を達成せんことを期してゐる。

二、協會の資産

協會の資産は會費、寄附金、補助金及其の他の収入より成るもので、昭和十五年九月三十日現在の資産は約三十萬六千圓である。

ホ、協會の組織

(附録電氣通信事業關係機關の組織一覽五八九頁參照)

一、事務所

協會の主たる事務所を東京市に置いてゐる。

二、會員

會員は之を分ちて通常會員及特別會員とする。尙名譽會員を置くことが出来る。會員は理事會の決議に基く會長の承認に依り其の資格を有するもので、會費として所定の金額を毎年納付することになつてゐる。昭和十五年十月三十一日現在の特別會員數は九十七名で、通常會員數は五百五十七名である。

三、役員

理事二十五名以内、監事五名以内、評議員若干名を置き、尙總會の決議に依り總裁を推戴する事が出来る。會長及副會長は理事の互選に依り之を定め、常務理事は理事會に於て推舉し評議員會の承認を経て之を定めらる。

四、業務の執行

會長、副會長及常務理事を以て協會を代表せしめ、會長は會務を統括し、副會長は會長を輔佐し、常務理事は協會の常務を處理し、理事は理事會を組織して一般會務を掌る。

ハ、滿洲電信電話株式會社

イ、會社の設立

從來滿洲に於ける通信事業は、關東州及南滿洲鐵道附屬地に於けるものは日本政府の經營にかゝり、右地域以外の滿洲國領域に於けるものは主として滿洲國政府(在來支那

政府)の經營にかゝり、同一地域に二箇の同種事業相對立し、資本二重投下の弊害あるは勿論、制度及手續にも格段の相違がある等、諸種の事情は相俟て遺憾の點が尠くなかつた爲、公衆の不利不便は實に言語に絶するものがあり、又他面滿洲國の治安維持、産業の開發並に文化及經濟の發展向上を促進せんとすれば、之等通信施設の擴張整備に俟たなければならぬので、日滿兩國政府は茲に鑑みる所あり、滿洲に於ける各地の電氣通信施設を統一し、合理的に經營すると同時に民間資本をも加へ、以て内容充實した組織をらしめるの急要を認め、昭和八年三月二十六日日滿合辦會社に依る會社設立の協定を了し、同年八月三十一日日本會社の設立を見るに至つたのである。

ロ、會社の目的

會社の主たる目的は關東州、南滿洲鐵道附屬地及滿洲國行政權の下にある地域に於て電信、電話、無線電信、無線電話、放送無線電話其の他の電氣通信事業の經營を爲すに在る。但し鐵道及航空事業に附帶するもの並に官署及警備專用のものは含まない。

會社は日滿兩國政府の認可を受け、會社の主たる事業の外之に附帶する事業をも營むことが出来るのである。

ハ、會社の資本金及特色

會社の資本金は日本國通貨五千萬圓で、これを百萬株(一

株五拾圓)に分ち、内三十三萬株(一千六百五十萬圓)は日本國政府の、十二萬株(六百萬圓)は滿洲國政府の持株で残り五十五萬株は一般民間株である。

會社の一般株主に對しては其の利益を保護する爲、利益配當が年六分に達する迄政府の持株に優先して配當せられる。

尙會社の特典の主なるものを挙げれば左の通りである。

- (1) 會社の財産、所得及營業、會社の爲す登記及登録並に事業に要する物件に對しては、租稅其の他一切の公課を免ぜられる。
- (2) 會社は土地の收用、電線路の建設、交通機關の利用、料金の徴收其の他事業經營上必要な事項に關しては、從來官營電氣通信事業に與へられたと同様の特權を享けてゐる。

二、會社事業の概要

(第三編外地及滿蒙支並に外國に於ける電氣通信事業の概況の項二四一頁參照)

ホ、會社の組織

(附録電氣通信事業關係機關の組織一覽五九五頁參照)

一、事務所

會社の主たる事務所を新京に置き、大連、奉天、新京、哈爾濱、牡丹江、齊々哈爾、承德に管理局を、東京、大阪に出張所を設けてゐる。

二、株主

株主は日滿兩國の政府、公共團體若は國民又は兩國の法令の何れかに依り設立した法人であつて、其の議決權の過半数が兩國の國民若は法人に屬するものに限ることになつてゐる。

三、役員

取締役五名、監査役三名を置き、取締役及監査役は日滿兩國の何れか一方の國民たることを要することになつてゐる。

尙取締役及監査役は十株以上を所有する株主中より株主總會に於て之を選任し、取締役は總裁一名、副總裁一名及理事三名を、監査役は監事一名を互選することになつてゐる。

四、業務の執行

總裁は會社を代表し且會社の一切の業務を總理し、副總裁は總裁を輔佐し且會社の經營に參與し、理事は總裁を輔佐し且會社の業務を分掌し、監事は常時會社の業務を監査し、取締役會は取締役を以て組織し社務の重要事項を決議することになつてゐる。

ハ、會社の監督

會社の毎營業年度の事業計畫、電氣通信に關する料金の決定及變更、業務協定の締結、電氣通信施設若は其の附屬

設備に屬する物件の讓渡、取締役及監査役の選任及解任の決議等に付ては日滿兩國政府の認可を受けしめることになつてゐる。

九、蒙疆電氣通信設備株式會社

イ、會社の設立

會社は、蒙疆聯合委員會の「電氣通信事業は其の經營を合理化する爲郵便事業と合同經營とし聯合委員會之に當るが、優秀な技術と多額の資金と必要とする電氣通信設備に付ては主として日本の技術及資本に依存し、事業の健全な普及發達を圖るを必要とするので、蒙疆地域に於ける官營、省營、民營の電氣通信設備を統一し、設備の合理化を圖ると共に之に民間資本をも加へて、内容の充實した經營體を組織し、之をして電氣通信設備及附屬設備の一元的提供を爲ししめるの方針」に依り、昭和十三年三月一日制定せられた蒙疆電氣通信設備株式會社法に基き、同年三月五日設立せられたものであつて、本會社の特殊的使命と、本事業の公共的性質とに鑑み、之を聯合委員會の特殊法人としたものである。

ロ、會社の目的

蒙疆地域に於て電氣通信設備及其の附屬設備を爲し、之

を郵電總局、京綏鐵路局、其の他の者の用に供することを主な目的とし、尙委員會の認可を受け電氣通信に關する事業及之に對する投資をも爲し得られる。

ハ、會社の資本金及特色

會社の資本金は蒙疆法幣一千二百萬圓で、日蒙折半出資になつて居る。その内譯は蒙疆聯合委員會の現物出資二百萬圓、蒙疆銀行四百萬圓、國際電氣通信株式會社二百萬圓、日本電信電話工事株式會社四百萬圓である。

會社は多額の資金を必要とする關係上特に社債發行限度を拂込株金額の三倍とし、其の元利金支拂は委員會に於て保證することになつて居る。

會社の資金吸收上の便宜を考慮し増資、社債には特例を設けてあると共に株主の利益保護の爲聯合委員會は年六分の配當保證をして居る。

尙會社の特典の主なるものを舉げれば左の通りである。

- (1) 會社の財産、所得及事業、會社の爲す登記及登録並に會社の事業に要する物件に付ては租税その他一切の公課を免除せられる。
- (2) 會社は土地の收用、電線路の建設、交通機關の利用、其の他電氣通信設備の建設保守を爲すに必要な事項に關しては從來官營電氣通信事業に認められた所と同様の特權を享けてゐる。

ニ、會社事業の概要

第三編外地及滿蒙支並に外國に於ける電氣通信事業の概況の項二四八頁參照

一、昭和十三年八月には張家口局を、昭和十五年六月には大同局を夫々自動交換方式に變更して其の面目を一新し引續き昭和十六年四月頃には厚和局をも自動交換方式に變更する豫定である。

二、放送無線電話に關しては昭和十三年十一月張家口放送局に於ける既設一〇「ワット」小電力放送設備を五〇〇「ワット」放送設備に改良し、尙將來大同、厚和方面にも五〇〇「ワット」級の放送局を設置せらるゝ豫定である。

三、無線電信設備に關しては昭和十四年七月一日對東京の三「キロワット」を新設し、對奉天は五〇〇「ワット」を一「キロワット」に強化したのである。

ホ、會社の組織

附錄電氣通信事業關係機關の組織一覽五九六頁參照

- 一、事務所
 - 會社の主たる事務所を張家口に置き、東京、張家口、大同、厚和、包頭に出張所を設けてゐる。
- 二、役員
 - 理事長一名、副理事長一名、常務理事一名、理事四名以内及監事三名以内を置き、之等の役員は總て株主總會に於て選任することになつてゐる。

三、業務の執行

理事長は會社を代表し理事會の議長となり會社一切の業務を總理し、副理事長は理事長を補佐し社務を掌理し、理事は理事長及副理事長を補佐し社務を掌理し、監事は社務を監査し、理事會は理事長、副理事長及理事を以て組織し社務の重要事項を議決することになつてゐる。

ハ、會社の監督

蒙疆聯合委員會は會社の業務に關し監督上必要な命令を爲し、又必要な電氣通信設備若は其の附屬設備を爲すことを命じ、會社の電氣通信設備若は其の附屬設備に屬する物件の譲渡又は擔保、理事長、副理事長、理事及監事の選任及解任、定款の變更、利益金の處分、社債の募集、合併並に解散の決議等に付ては委員會の認可を受けしめることになつてゐる。

一〇、華北電氣通信株式會社

イ、會社の設立

日支事變を契機として、中國の更生及東亞の和平確立を目的とする諸種の建設工作が著々と進行を見るに至つたが、是等各般の施設の先驅たるべき電氣通信事業の統一整備と圓滑な運行は最も重要且緊急視されるに至つたので、中華民國臨時政府は其の國家的社會的必要性に鑑み中日滿合辦の株式會社を組織し、華北電氣通信事業を統合一元化

し其の發達を圖る爲に、民國二十七年（昭和十三年）七月三十日「華北電氣通信株式會社條例」を制定公布し、同年八月一日より其の業務を開始するに至つたのである。

ロ、會社の目的

會社は華北に於ける電氣通信の統合發達を圖ることを目的とし左の事業を營む。

- (1) 電氣通信事業の施設經營（放送無線電話事業を除く）
- (2) 電氣通信施設の貸付及受託保守
- (3) 電氣通信事業の受託管理
- (4) 前各號の事業に附帶する事業
- (5) 電氣通信に關係ある事業に對する投資
- (6) 其他特に政府の認可を受けた事業

ハ、會社の資本金及特色

會社の資本金は國幣三千五百萬圓で、その内譯は臨時政府一千萬圓（内現物出資六百萬圓）、國際電氣通信株式會社三百九十九萬一千圓、日本電氣電話工事株式會社、滿洲電氣通信株式會社各四百萬圓、北支那開發株式會社一千三百萬圓其他九千圓である。會社の社債發行限度は拂込株金額の二倍迄擴大され、社債權者は優先辨濟權を有する。尙會社の使命に鑑み、政府其他に對しては利益配當に關し差等を附し得るの便法がある。

尙會社の特典の主なものを選びれば左の通りである。

一一、華中電氣通信株式會社

イ、會社の設立

今次事變に當り中支の電氣通信は被害殊に甚大であつたが、國民政府の首都南京及支那經濟の中心上海を擁する關係上、電氣通信の復舊並に運管は一日も忽せに出來ない情勢なので、之が爲逡信省より屢々電政要員を派遣し、又新會社の設立に到るまでの過渡期に於ては華中電氣通信株式會社を以て國際電氣通信株式會社及日本電氣電話工事株式會社の兩會社が一體となり、對内對外通信及主要都市に於ける電氣通信の復舊並に運管に當つてゐたのである。斯る間に華中電氣通信株式會社の設立準備も日本側の支授の下に着々進行し、中國維新政府の「華中電氣通信株式會社ニ關スル件」に依り日支合辦の中國特殊法人として、昭和十三年七月三十一日其の設立を見るに至り、華中電氣通信株式會社が業務を繼承して同年八月一日より其の業務を開始したのである。

ロ、會社の目的

會社は中支那に於ける電氣通信事業を一元的に統制し、其の圓滑な發達を圖ることを目的とし左の事業を營む。

- (1) 電氣通信事業の統制經營

一、事務所

會社の主たる事務所を北京に置き、東京に出張所を設けてゐる。

二、役員

取締役十二名以内及監査役三名以内を置き、取締役及監査役は十株以上を所有する株主中より選任することになつてゐる。尙取締役は總裁一名、副總裁一名及理事六名以内を互選することになつてゐる。

三、業務の執行

總裁は取締役會の議長となり且會社一切の業務を總理し、副總裁は總裁を補佐し、理事は總裁を補佐し社務を分掌し、取締役會は取締役を以て組織し社務の重要事項を決議することになつてゐる。

- (1) 會社の財産、所得及事業、會社の爲す契約、登記登録並事業に要する物件に付ては租稅其他一切の公課を免ぜられる。
- (2) 會社は土地の收用、電線路の建設、交通機關の利用其他他事業經營に關し必要な一切の特權を有す。

二、會社事業の概要

第三編外地及滿蒙支並に外國に於ける電氣通信事業の概況の項二五〇頁參照

ホ、會社の組織

（附錄電氣通信事業關係機關の組織一覽五九七頁參照）

- (2) 電氣通信施設の貸付
- (3) 前各號の事業に附帶する事業並に關係事業に對する投資

ハ、會社の資本金及特色

會社の資本金は一千五百萬圓で、其の内譯は維新政府の現物出資五百萬圓、中支那振興株式會社六百萬圓、國際電氣通信株式會社二百萬圓、日本電信電話工事株式會社百萬圓、日本電氣通信機器メーカー百萬圓である。

會社の社債發行限度は拂込株金額の二倍迄擴張され、其の元本の償還及利息の支拂に付ては政府の保證を受け得られる。

會社の一般株主に對しては其の利益を保護する爲、利益配當が年六分に達する迄政府の持株に優先して配當せられる。

- (1) 尙會社の特典の主なるものを挙げれば左の通りである。
 - 會社の財産、所得及事業、會社の爲す契約、登記及登録並に事業の專用に供する物件に對しては、租稅其の他一切の公課を免除せられる。
- (2) 電氣通信設備の建設、保守及業務の取扱等に關して必要な特權を付與せられる。

ニ、會社事業の概要

第三編外地及滿蒙支並に外國に於ける電氣通信事業の概況の項二五五頁參照

ホ、會社の組織

(附錄電氣通信事業關係機關の組織一覽五九九頁參照)

- 一、事務所

會社の主たる事務所を上海に置き、上海、杭州、蘇州、南京、漢口に營業所を、東京に出張所を設けてゐる。
- 二、役員

取締役五名以上及監査役二名以内を置き、取締役及監査役は十株以上を所有する株主中より株主總會に於て選任することになつてゐる。尙取締役は社長一名、副社長一名及常務取締役三名を互選することになつてゐる。
- 三、業務の執行

社長は會社を代表し取締役會の議長となり會社の業務を總理し、副社長は社長を補佐し會社の經營に參與し、常務取締役は社長を補佐し社務を分掌することになつてゐる。尙取締役會は取締役を以て組織し社務の重要事項を議決することになつてゐる。

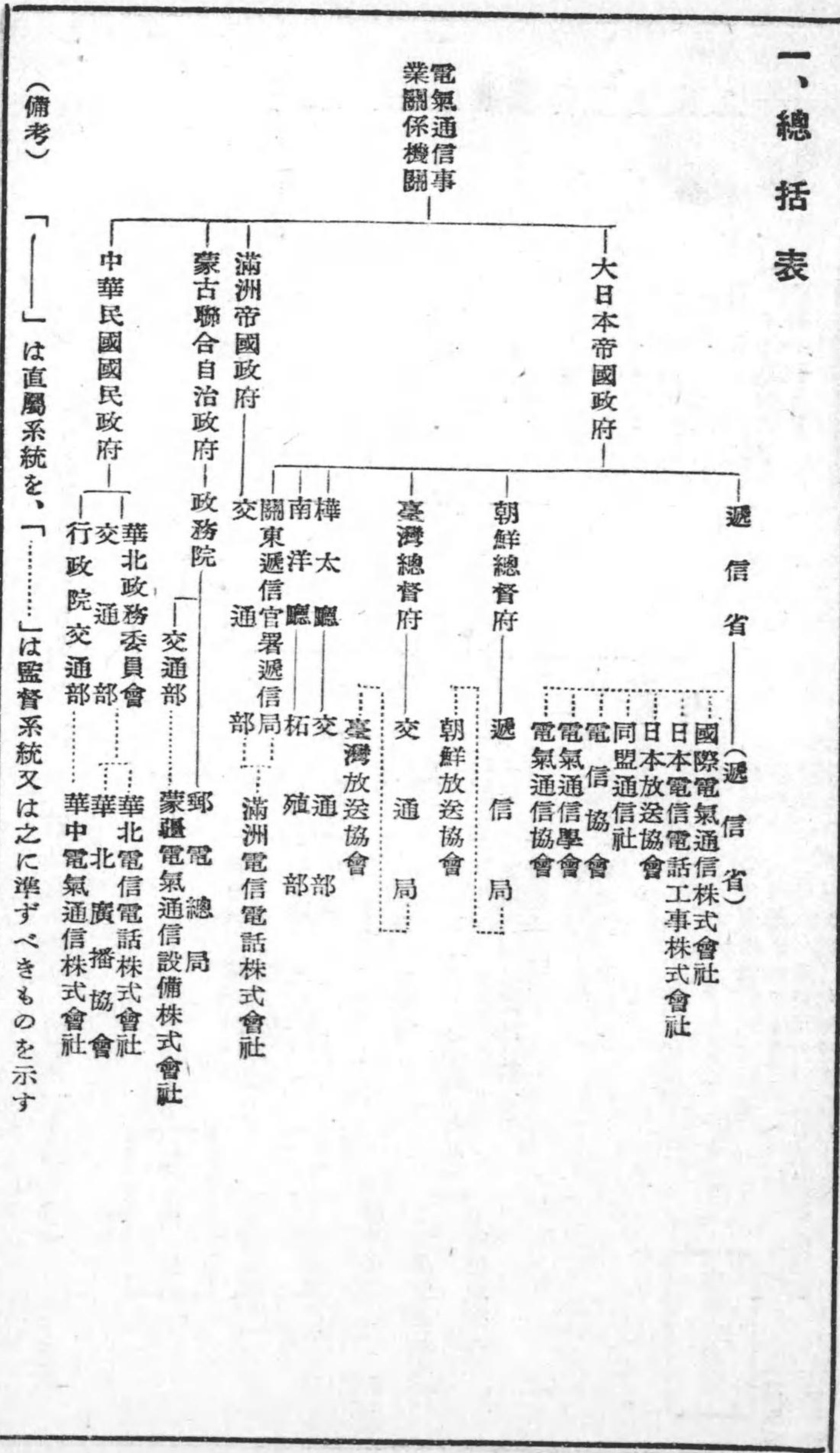
ヘ、會社の監督

政府は會社の事業に關し公益上必要な命令を爲し、又其の設備に付き公益上必要な措置を爲し、會社の定款中重要事項の變更、社長及副社長の選任及解任、合併及解散の決議等に付ては政府の認可を受けせしめることになつてゐる。

3. 電氣通信事業關係機關の組織一覽

(昭和十五年十一月現在)

一、總括表



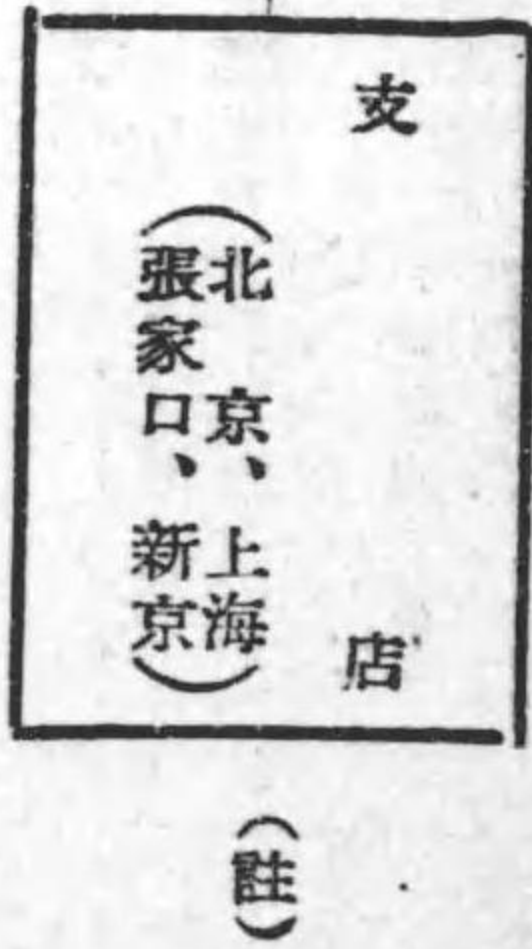
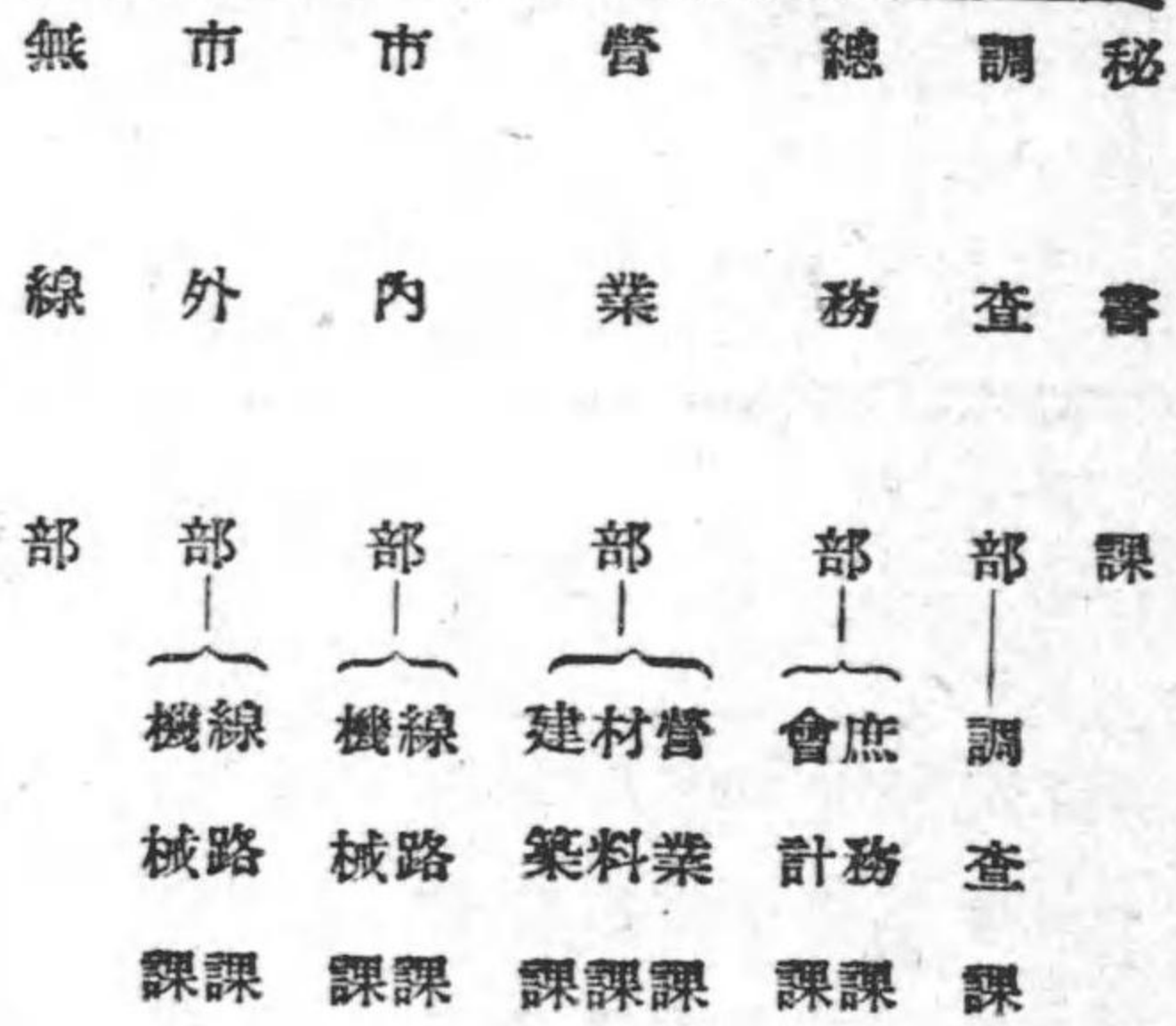
(備考)

「」は直屬系統を、「……」は監督系統又は之に準ずべきものを示す

五、電信協會



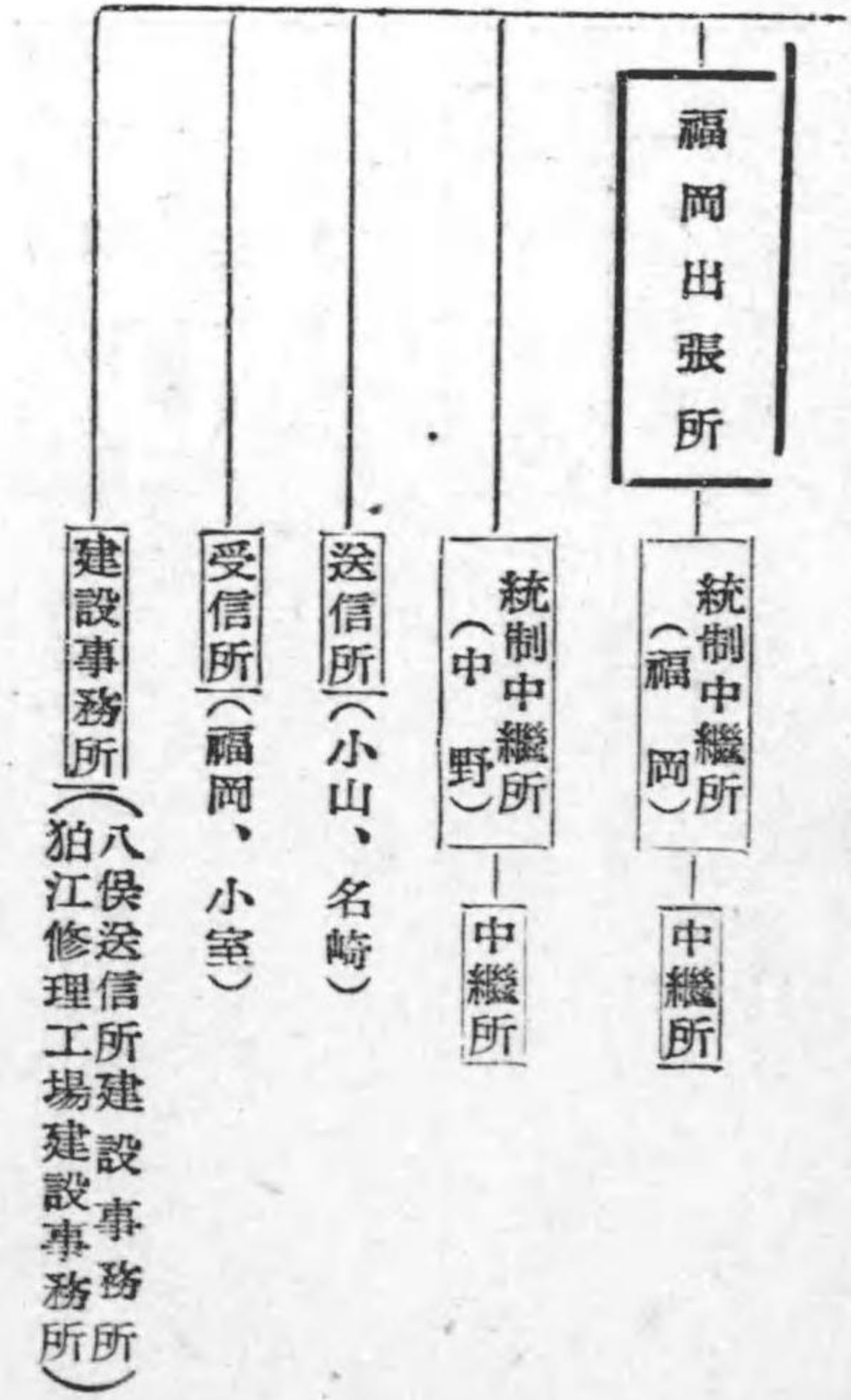
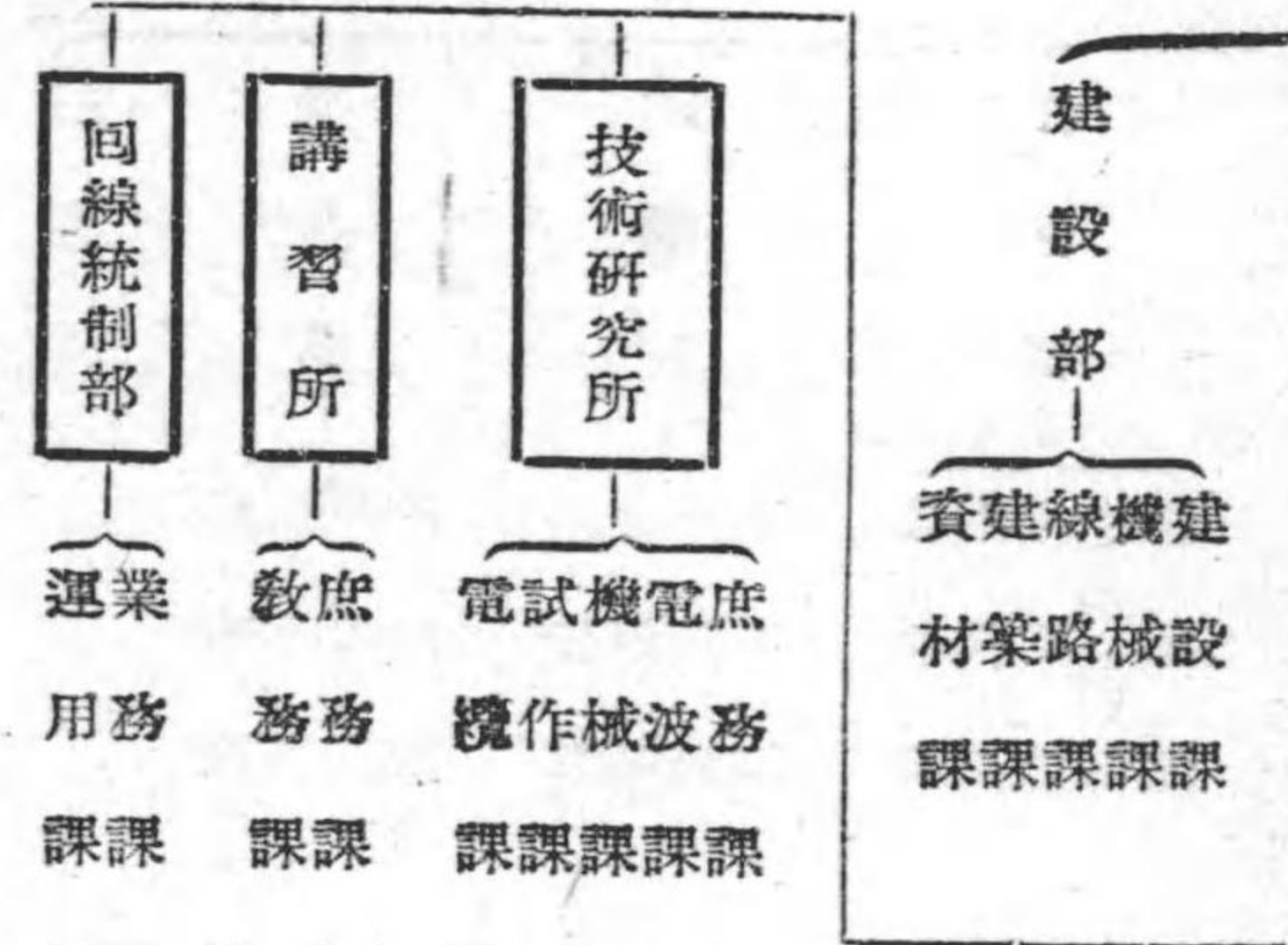
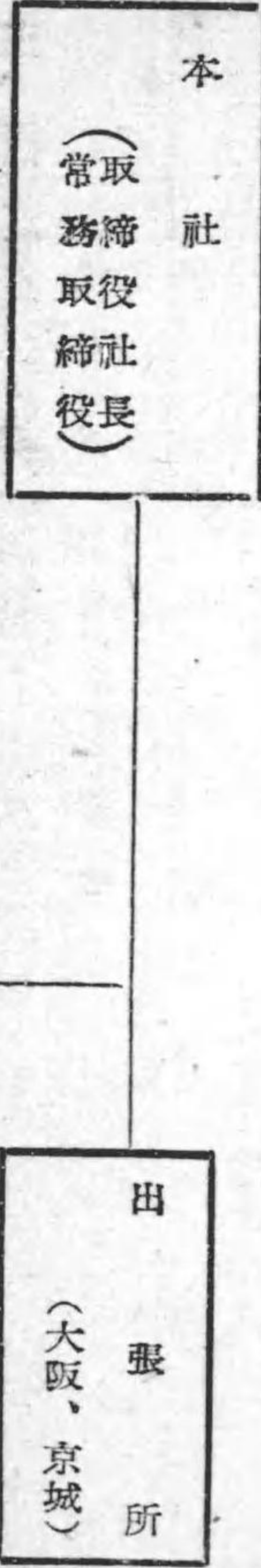
(東京市目黒區下目黒一ノ五 電話大崎(49)三〇二)



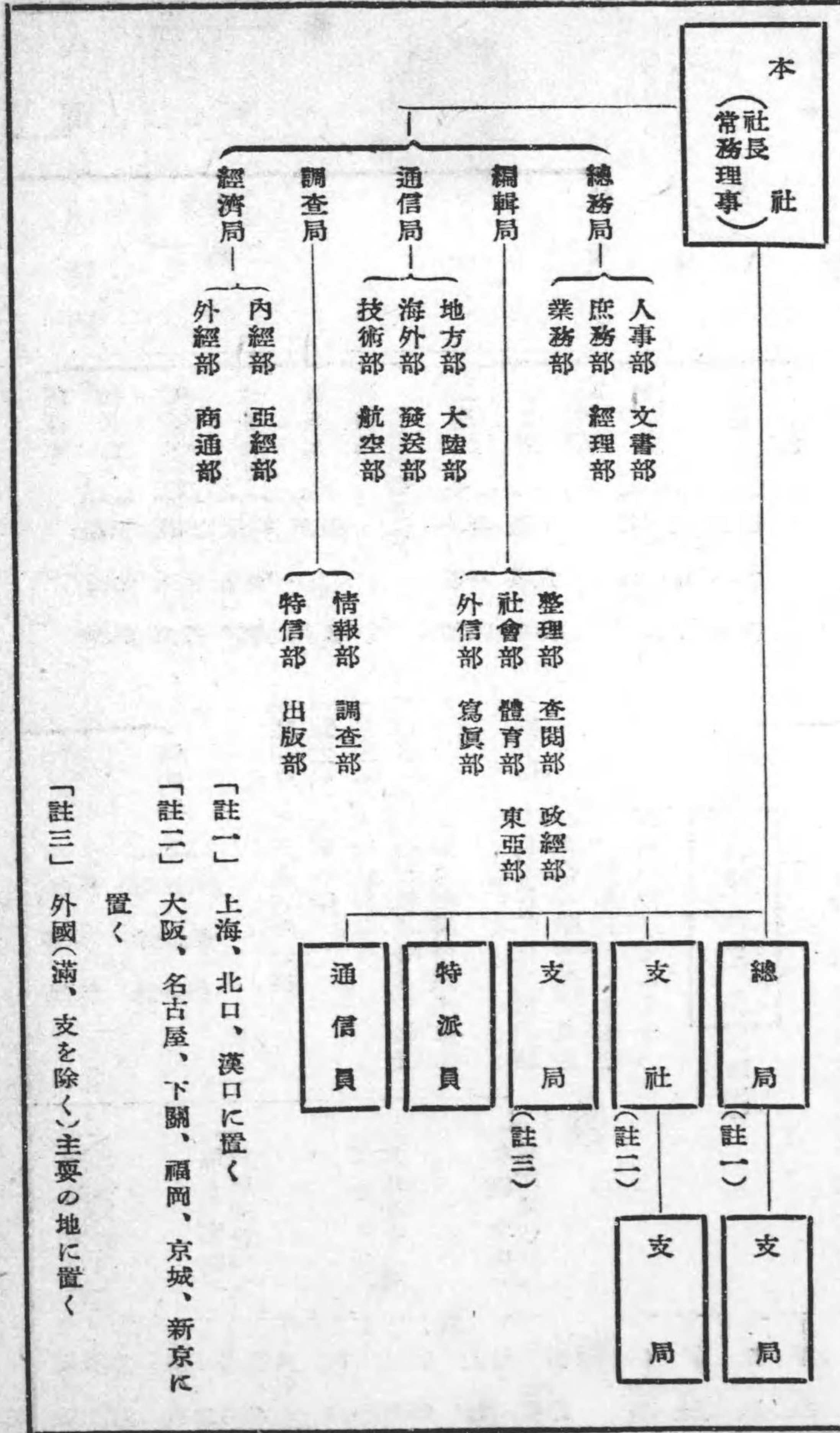
〔註〕北京支店には營業課、技術課、天津出張所及天津修繕工場を置く

四、日本電信電話工業株式會社

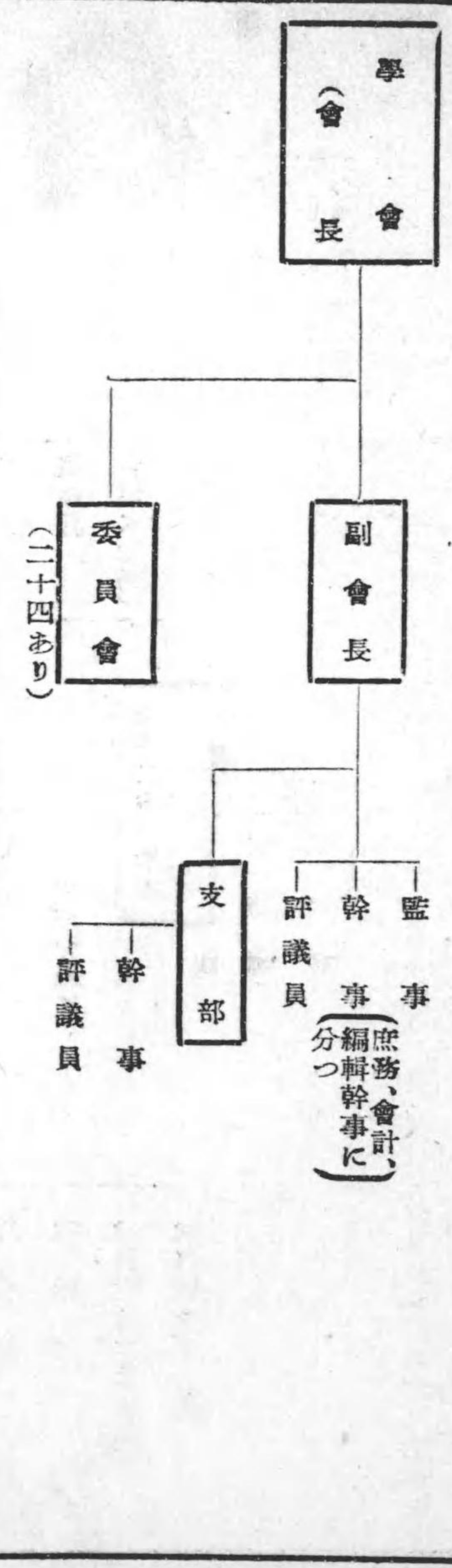
(東京市日本橋區濱町二ノ二二 電話茅場町(66)一四一―八)



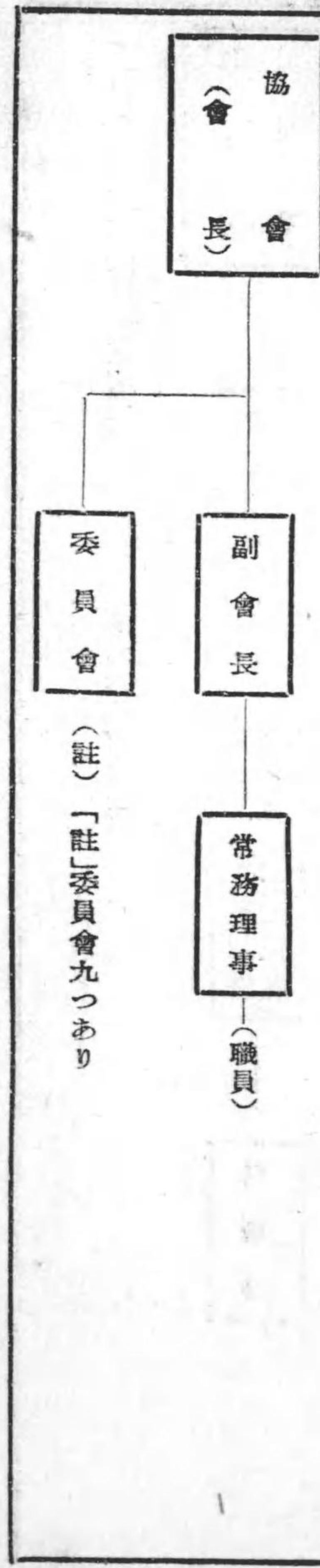
七、同盟通信社 (東京市京橋區銀座西七ノ一 電話銀座(57)二二二一五)



八、電氣通信學會 (東京市麴町區丸ノ内一ノ六 海上ビル内 電話丸ノ内(23)三〇〇三)

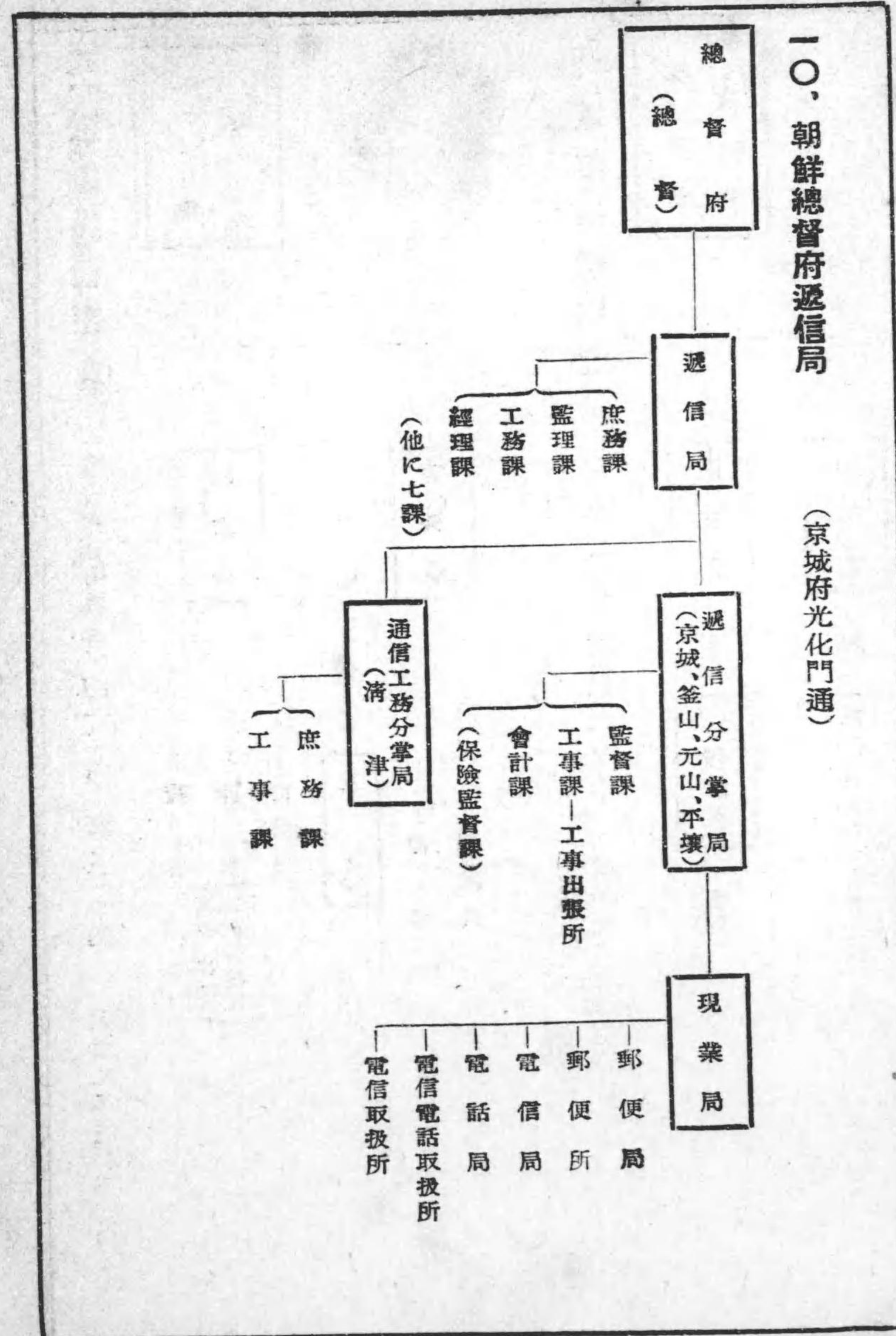


九、電氣通信協會 (東京市麴町區有樂町一ノ三 電話丸ノ内(23)三〇七〇)



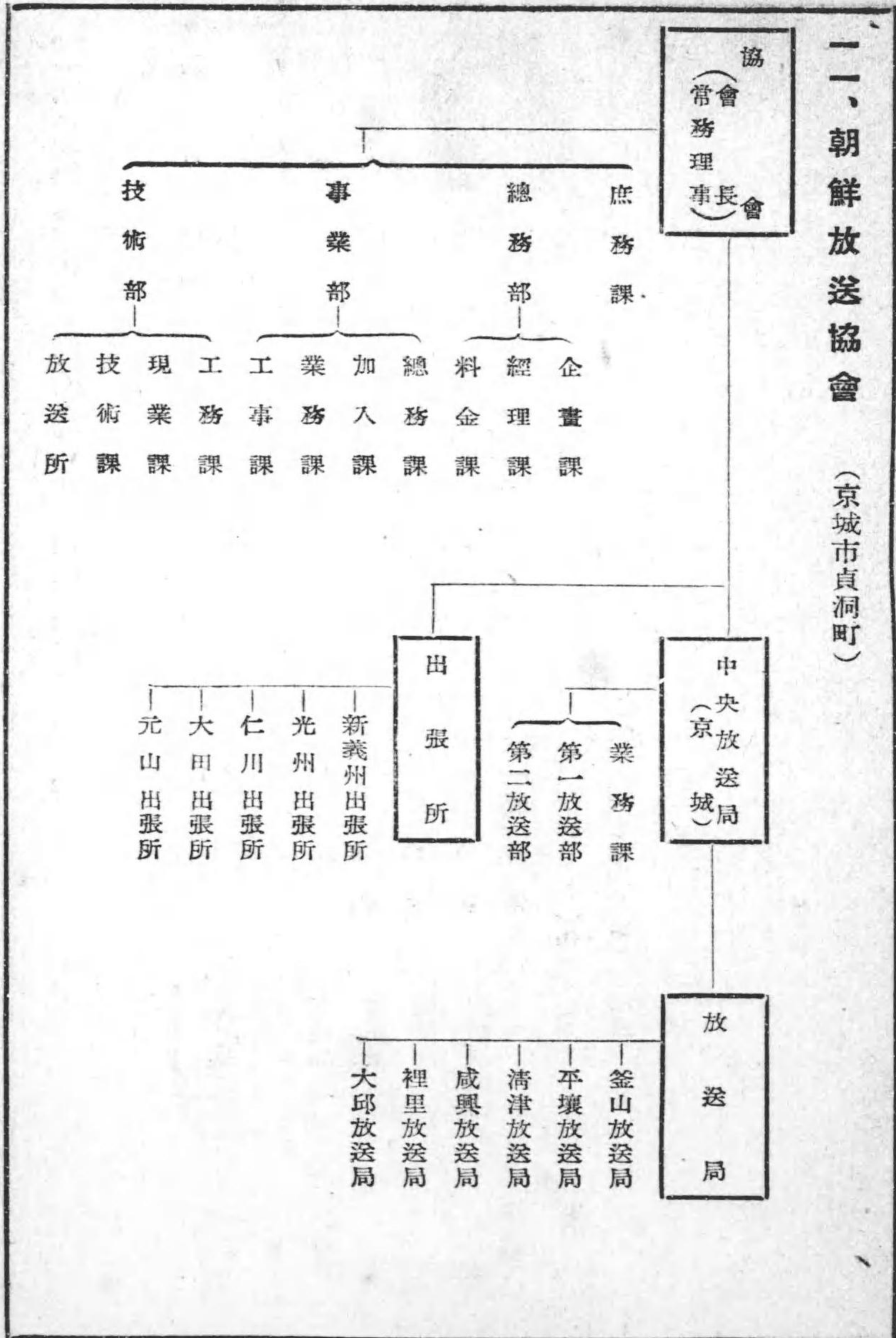
一〇、朝鮮總督府遞信局

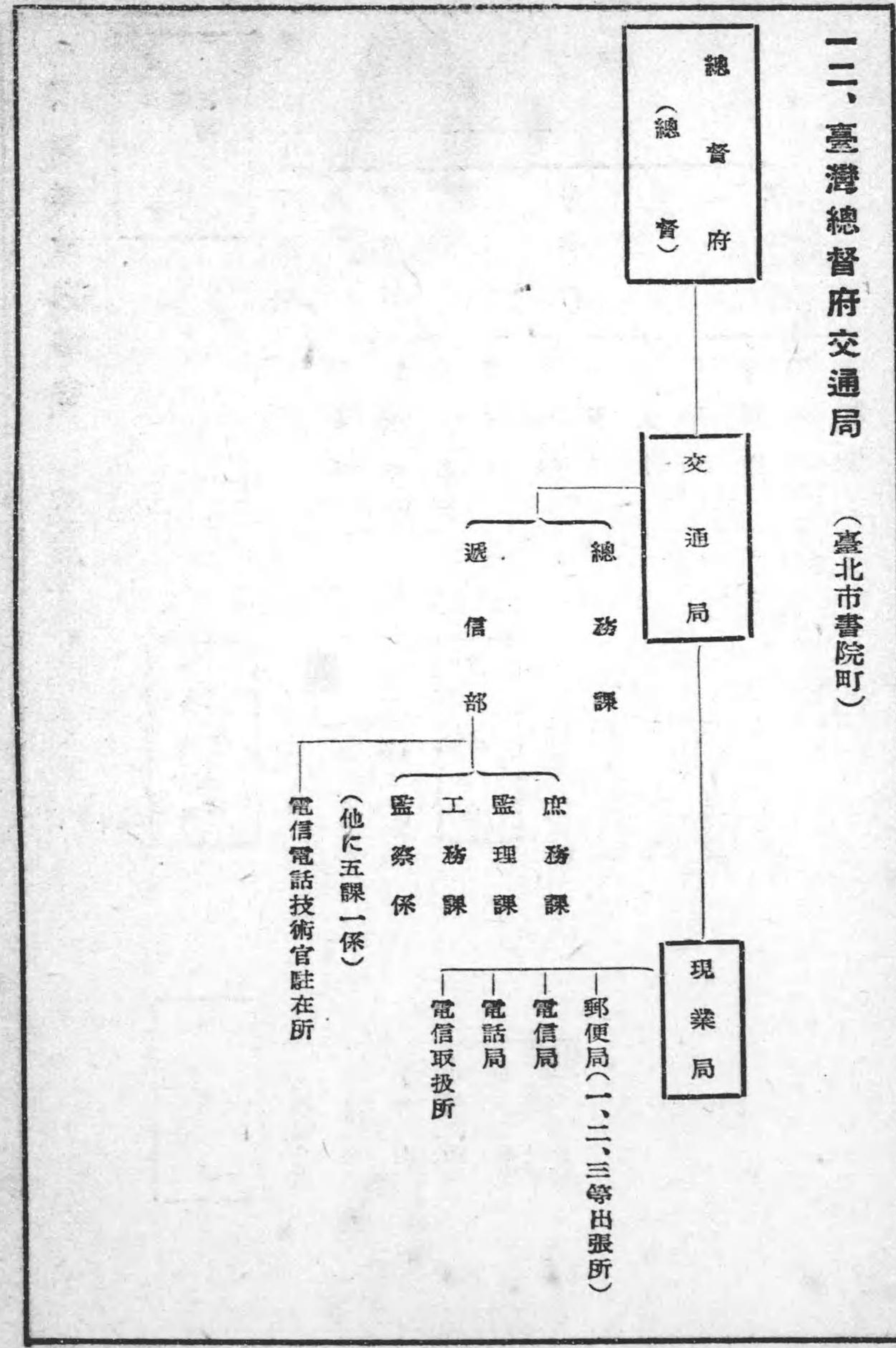
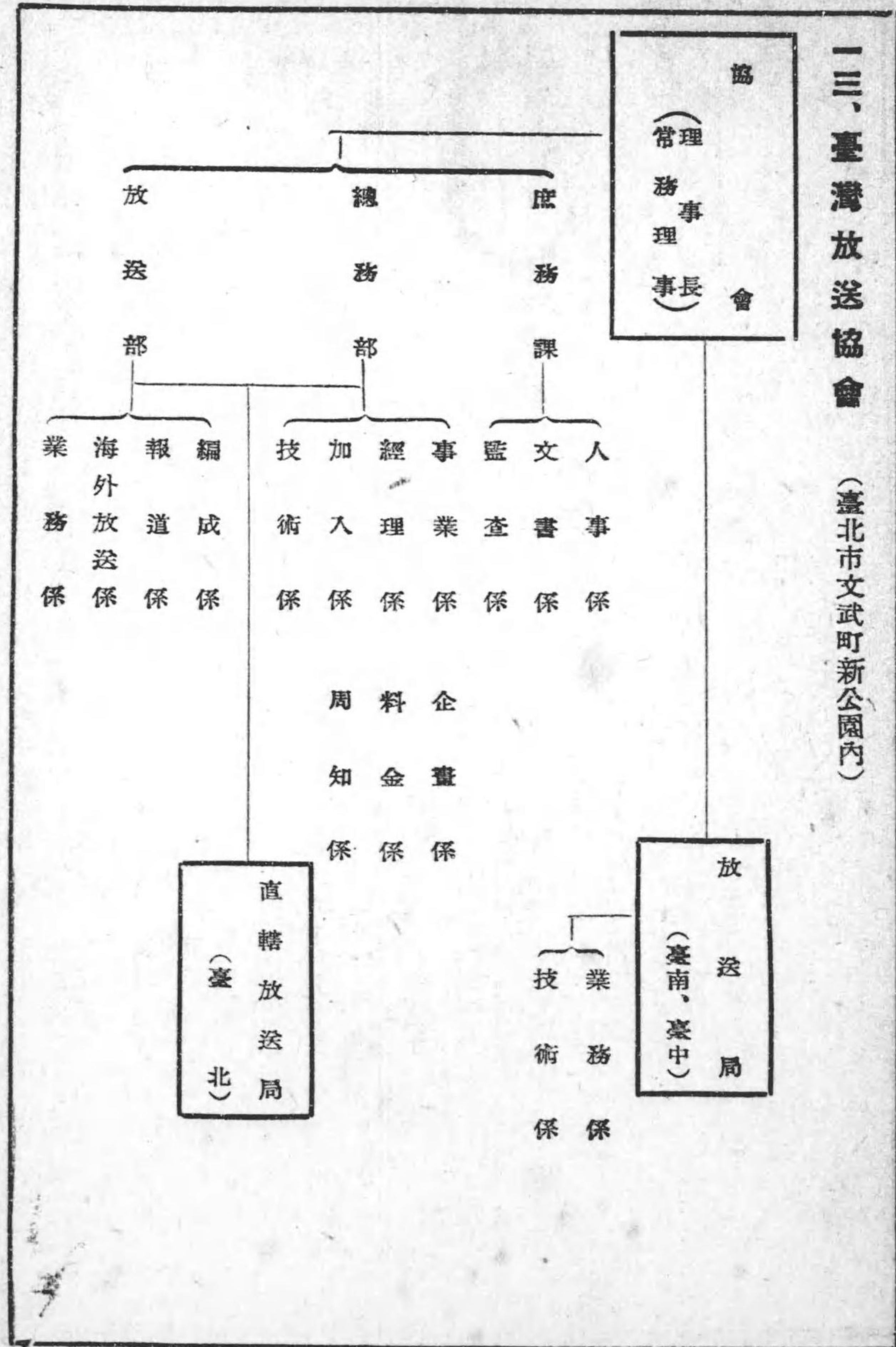
(京城府光化門通)



一一、朝鮮放送協會

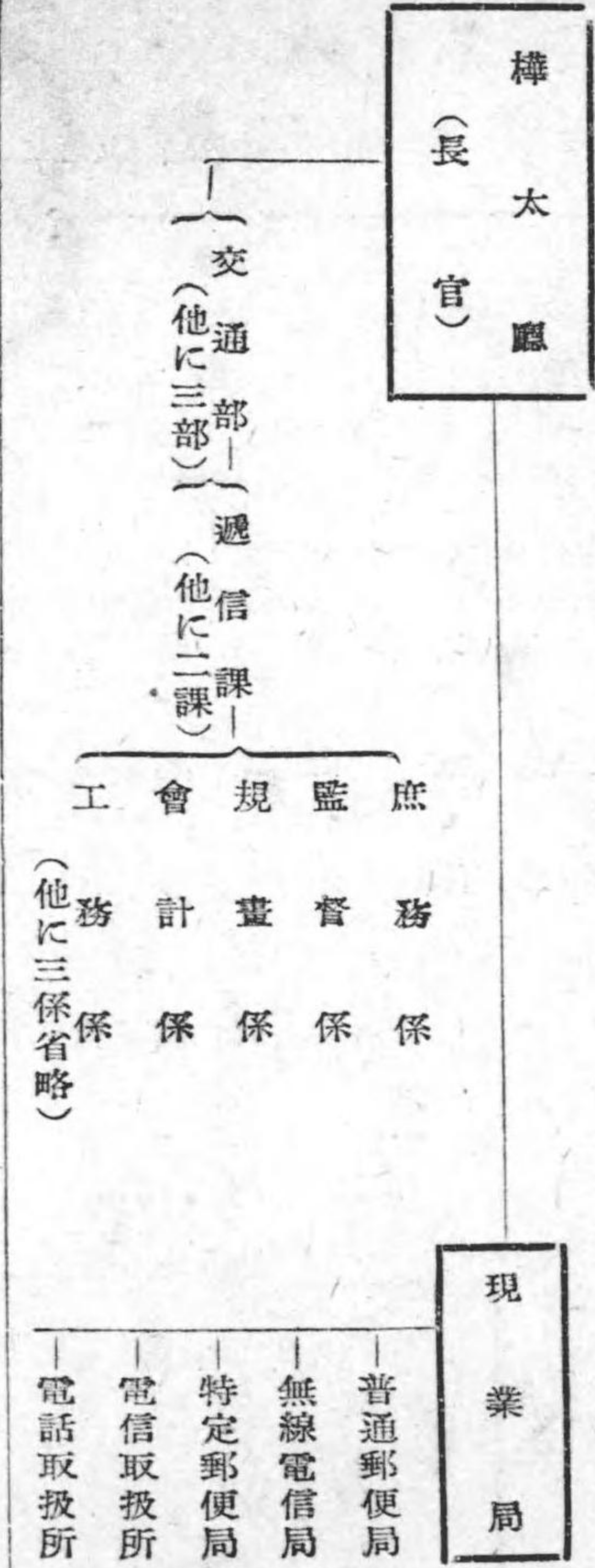
(京城市貞洞町)





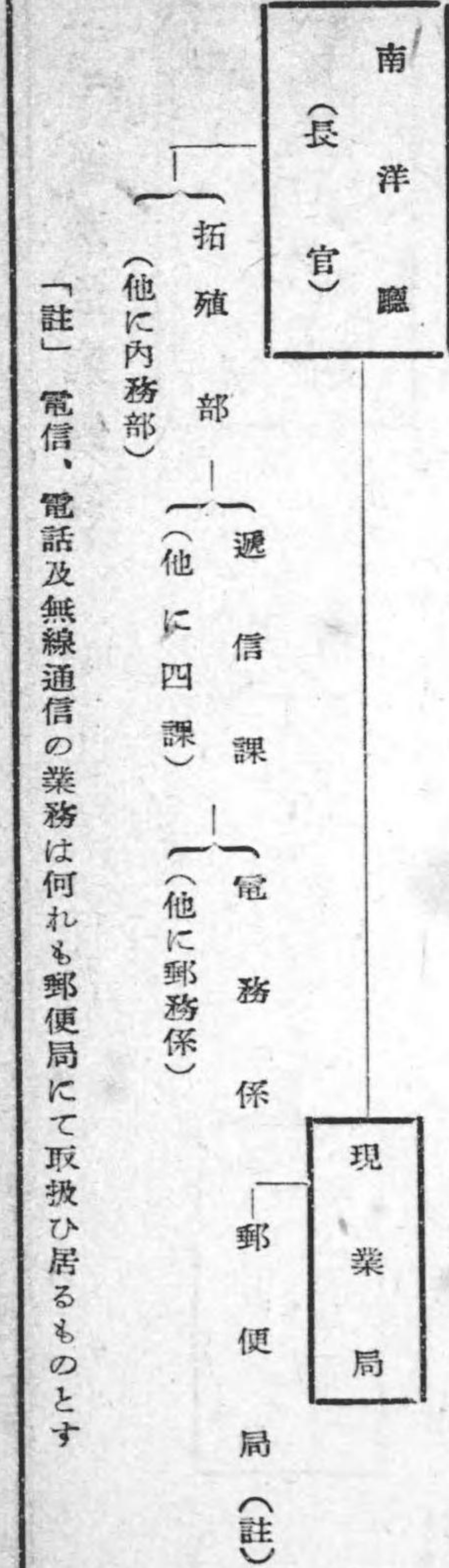
一四、樺太廳交通部

(豐原市東四條南五丁目)



一五、南洋廳拓殖部

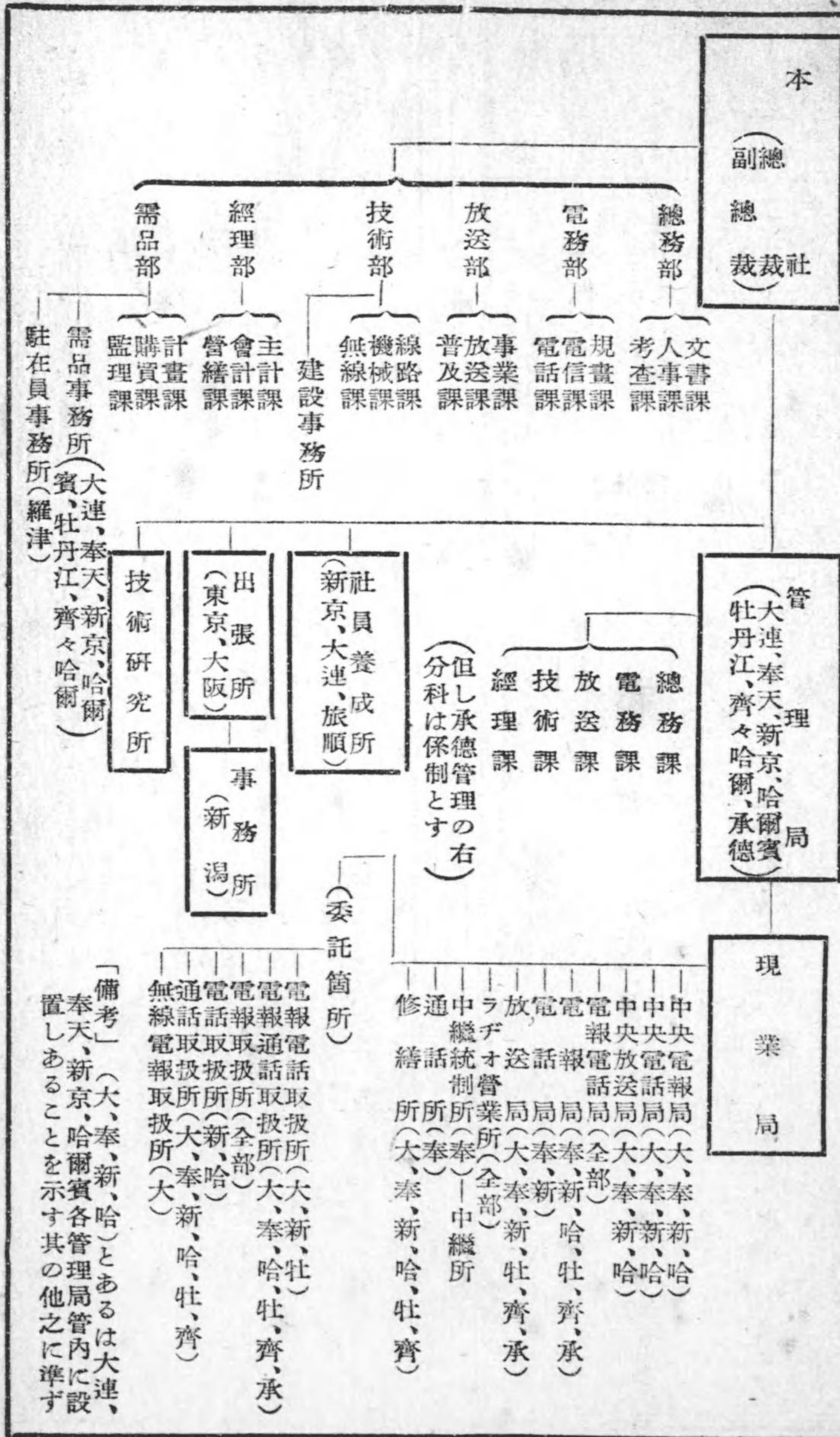
(パラオ島コロール町)



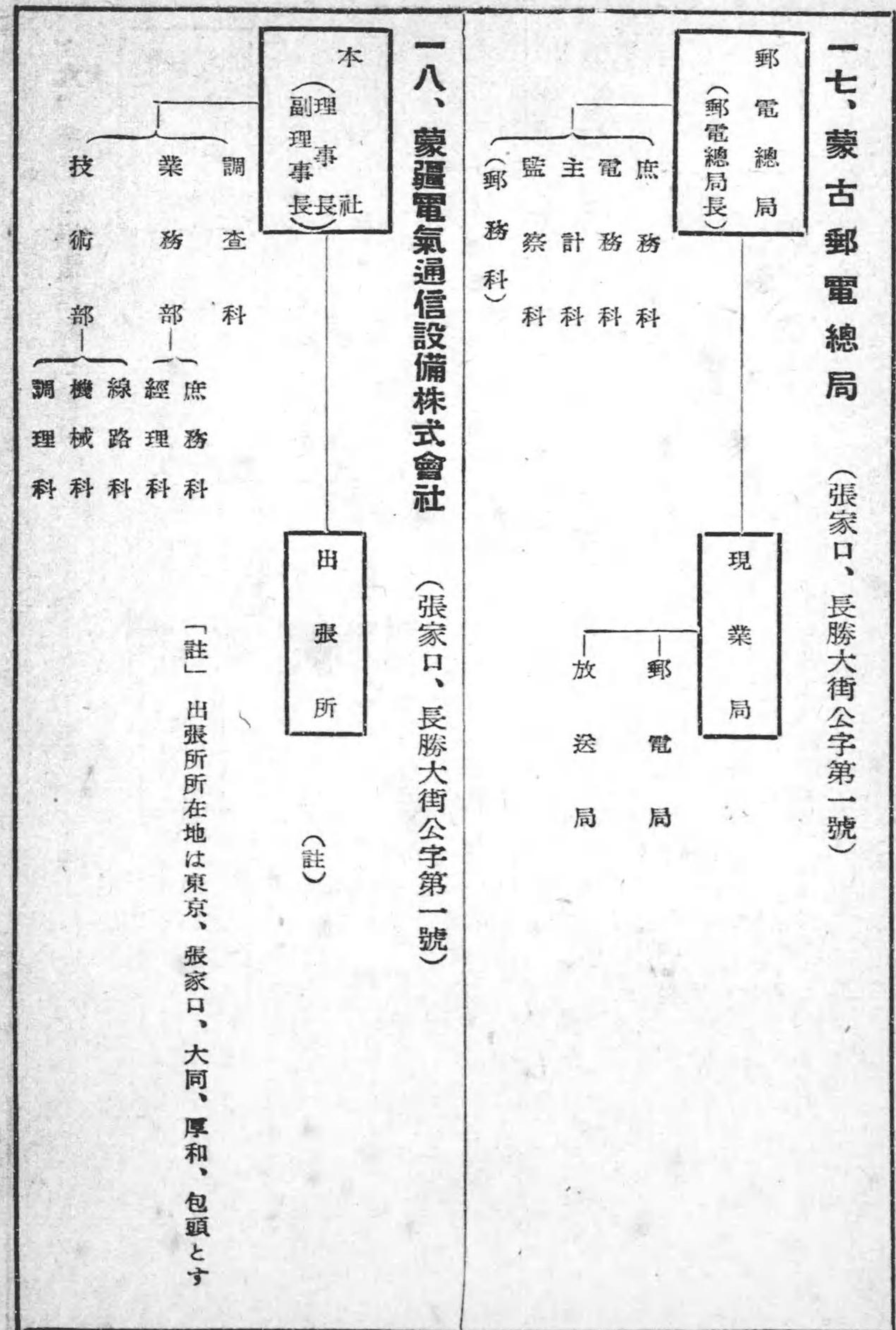
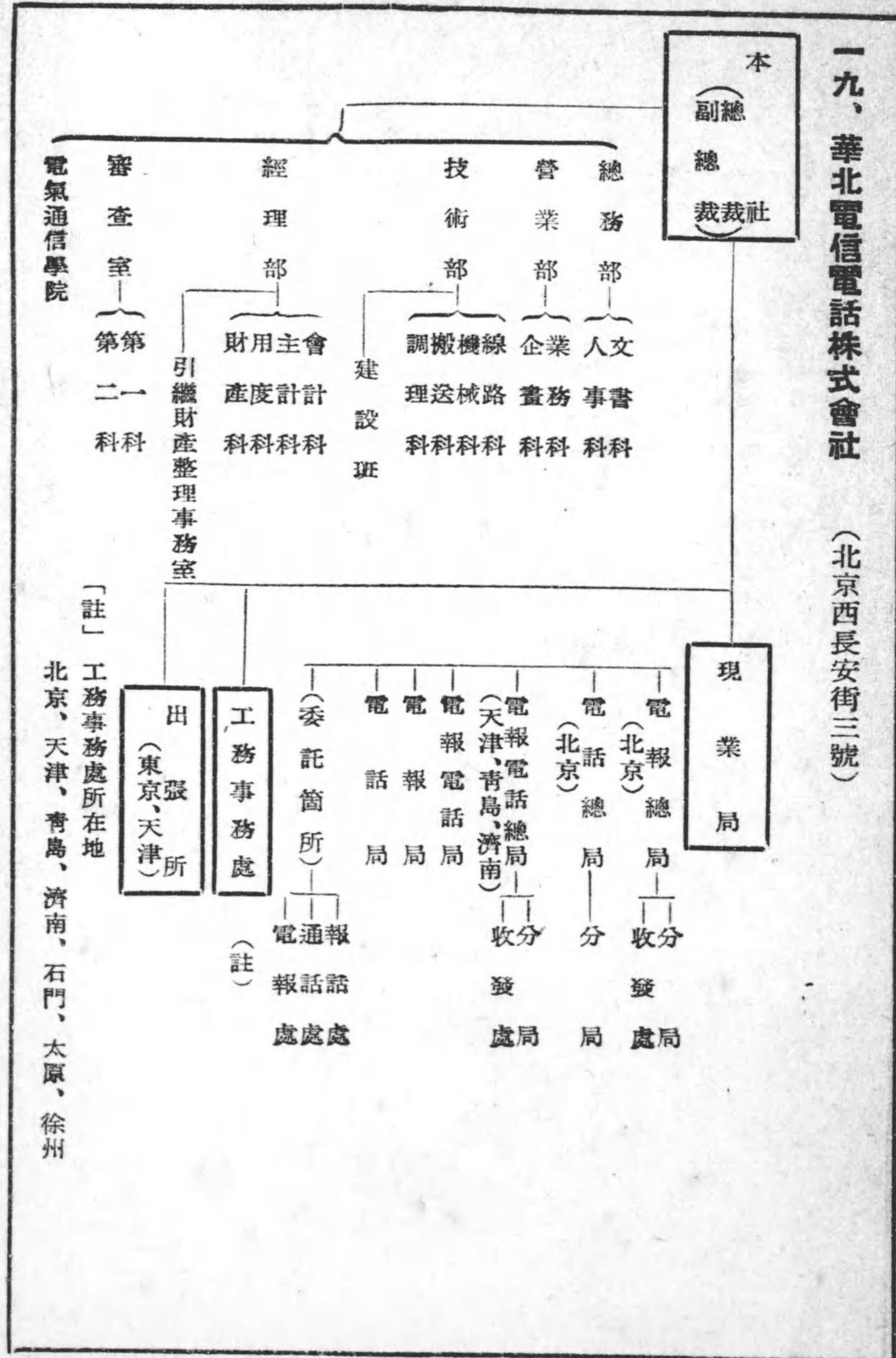
「註」電信、電話及無線通信の業務は何れも郵便局にて取扱ひ居るものとす

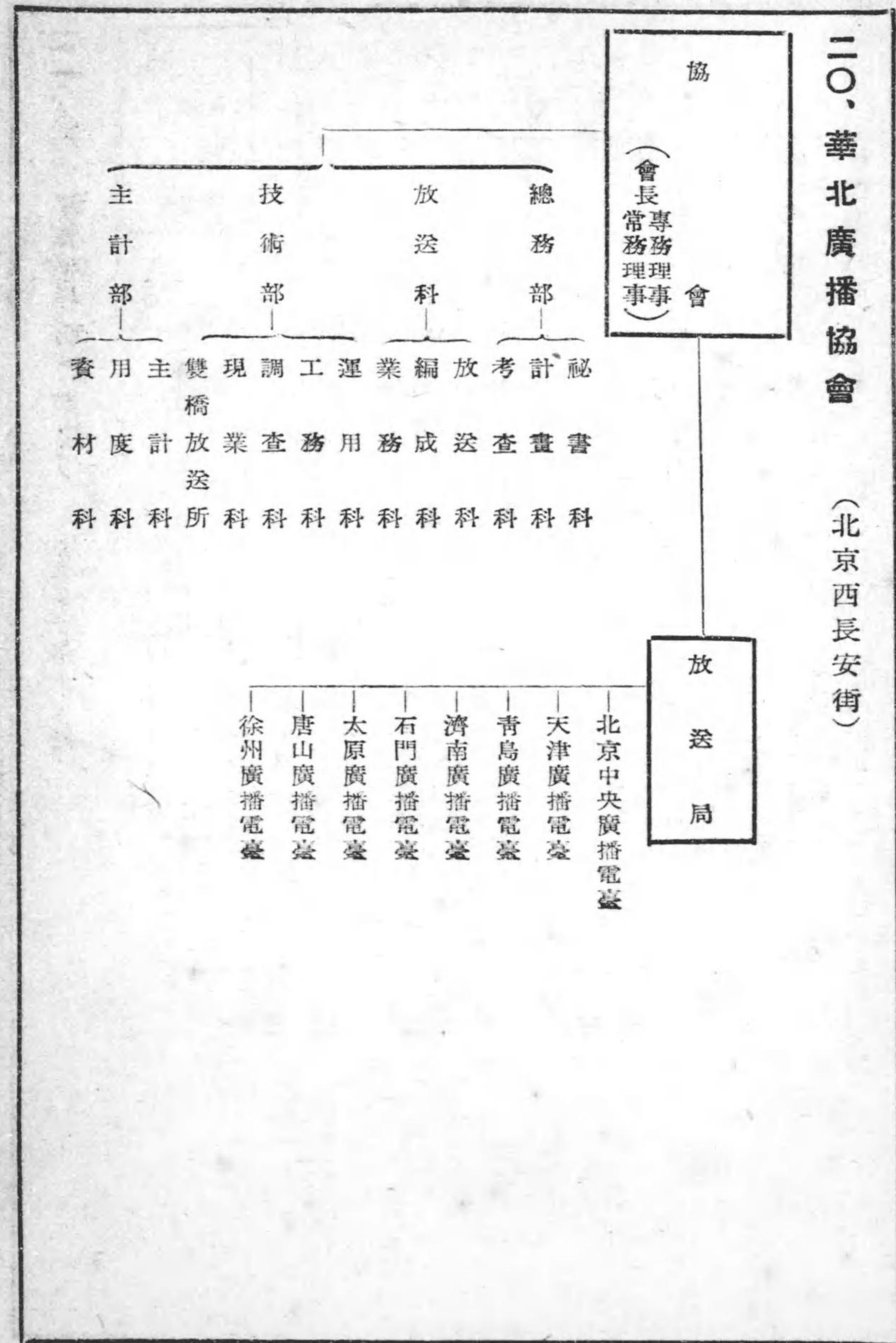
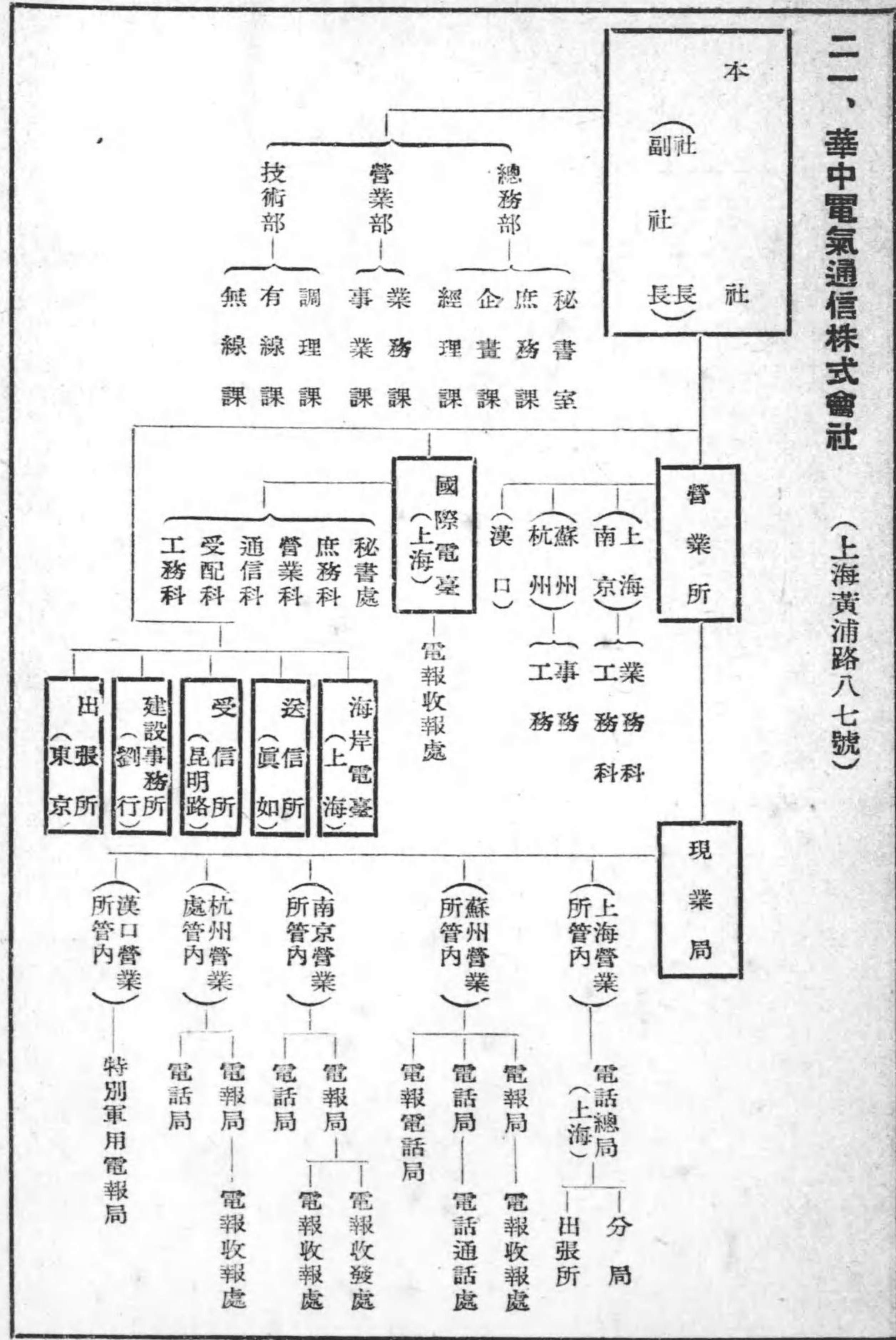
一六、滿洲電信電話株式會社

(新京特別市大同大街六〇一號)



〔備考〕(大、奉、新、哈)とあるは大連、奉天、新京、哈爾濱各管理局管内に設置しあることを示す其の他に之に準ず





414
481

昭和十六年一月二十日 印刷
昭和十六年一月二十五日 發行

編者 遞信省電務局

東京市麴町區有樂町一丁目三番地

社團
法人電氣通信協會

發行者 村田 蕃

東京市麴町區有樂町一丁目三番地

發行所 電氣通信協會

電話丸ノ内(四)三〇七〇番
振替口座東京二八八四番

東京市深川區牡丹町一丁目七番地

印刷所 今井印刷所

終

